

根上町・寺井町・辰口町合併

# 能美市合併まちづくり計画

新市建設計画



根上町・寺井町・辰口町合併協議会

平成 25 年 12 月変更 能美市



## 目 次

|                    |    |
|--------------------|----|
| □はじめに              | 1  |
| 第1章. 序論            |    |
| 1. 合併の必要性と効果       | 1  |
| 2. 計画の策定方針         | 3  |
| 第2章. 概況            |    |
| 1. 概況              | 4  |
| 2. 上位・関連計画における位置づけ | 7  |
| 3. 時代の潮流           | 9  |
| 4. 新市の課題           | 11 |
| 第3章. 新市建設の基本方針     |    |
| 1. 基本目標            | 12 |
| 2. 将来像             | 13 |
| 3. 基本方針            | 15 |
| 4. 主要指標の見通し        | 17 |
| 5. 土地利用方針          | 18 |
| 第4章. 新市の施策         |    |
| 1. 施策の大綱           | 23 |
| 2. 主要施策            | 24 |
| 3. 新市の重点プロジェクト     | 39 |
| 第5章. 県事業の推進        |    |
| 1. 石川県の役割          | 41 |
| 2. 新市における県事業       | 41 |
| 第6章. 公共的施設の統合整備    | 42 |
| 第7章. 財政計画          |    |
| 1. 前提条件の設定         | 43 |
| 2. 歳入歳出の見通し        | 46 |
| ■ 用語集              | 48 |



## □はじめに

国の行財政改革などを背景に、地方分権の視点にたち、地方自治のあり方を見直していくという機運が高まっています。これらを受け、現在、全国的に市町村合併の動きが活発化してきており、地方自治体は、行財政基盤の強化や多様化する住民ニーズに対応する行政サービスの維持・向上が求められています。

この様な中、根上町・寺井町・辰口町（以下「3町」）は、それぞれ人口が着実に増加しており、これまで健全な行財政運営がなされている元気なまちです。3町合併の意義は、将来を見越して、今、元気のあるうちに、地域を担う子ども達のためにも、合併を有効な手段として捉え、住民生活の向上や活力のある地域づくりを展開していくところにあると考えます。

3町合併を、将来に向けた新たなまちづくりのスタートと位置づけ、快適かつ健全なまちづくりを目指していくことが求められます。

## 第1章. 序論

### 1. 合併の必要性と効果

#### 1) 合併の必要性

##### ● 少子・高齢化の深刻化

3町の高齢化率は、現在 17.5%と上昇してきており、少子・高齢化により地域活力の低下や保健・福祉・教育等の行政ニーズが増大・多様化すると考えられます。これら少子・高齢化問題は、今後さらに深刻化すると考えられ、従来の町規模では、高齢者の生活を支える専門的な対応や継続的な福祉サービスの維持が困難であり、3町が一丸となって、こうした共通課題を克服していくことが求められます。

##### ● 地方分権の推進

全国的に地方分権の動きが活発化する中で、住民にとって身近な行政組織である市町村が、「自己決定、自己責任の原則」のもと、“創意・工夫”により行政施策の判断、サービス展開を行っていくことが求められています。3町においても、多様化する住民ニーズへの対応や地域特性を十分活かしたまちづくりを推進していくため、各町の連携により行財政基盤の強化および自立型の組織体制を確立していくことが求められます。

##### ● IT（情報技術）の進展

高度情報通信技術は、現在、様々な分野で飛躍的な展開を遂げ、国においてもインターネットを活用した電子政府化を目指すなど、高度情報化への対応が求められています。これら IT 社会の波及を受け、3町でも、福祉や医療、教育など行政サービスにおいて総合的な情報技術の活用により、迅速かつ効率的な行政運営が求められます。

##### ● 多様な住民ニーズへの対応

価値観の多様化や社会経済の低迷などに伴い、住民のニーズも多様化かつ高度化しており、これらに対応する専門的で高度な能力を有する行政職員の確保・育成が求められています。3町においても、従来の小さな行政単位では、財政規模等の問題から、保健・福祉・土木・建築など専門職員の確保が厳しくなることが予想されます。

## ● 厳しい財政状況への対応

現在、国および地方とともに、厳しい財政状況の中にある、3町においても、地方交付税や国・県支出金、地方債などによる依存型の財政構造で、増大する行政需要に対応しているのが現状です。近年の社会経済情勢からも、現在の地方財政制度が、将来的に維持されていくことは期待できず、効率的かつ効果的な財政基盤を確立していくことが求められます。

## ● 生活圏の広域化への対応

3町は、金沢市および小松市に近接する地理特性から、道路網の整備などに伴う生活行動圏の拡大により、それぞれ人口は増加傾向にあります。今後とも、この優位な地理特性を活かし、3町が一丸となって、個性・魅力の発揮による広域的なまちづくりを展開していくことが求められます。

### 2) 合併の効果

#### ● 広域的な視点からみた効率的かつ総合的なまちづくりの推進

3町合併により、金沢市と小松市の間に位置する都市として、広域的な視点からのまちづくりや重点的な投資による基盤整備の促進など、地域のイメージアップを展開していくことが可能となります。また、各町それぞれが有する観光資源の相互連携や現行政区画に共通する環境問題（美田・用水・水資源の保全等）などについて、広域的な施策展開が推進できます。

◇期待される効果

- …行政界の隔たりの解消／広域的観光振興の展開／広域的イベントの開催／地域のイメージ向上／公共施設の充実／総合的活力の強化 など

#### ● 限られた財源で、生活者の視点に立った住民サービスの向上

3町は、車で両端からの行き来が、20～30分程度で可能であり、合併により、コンパクトな市域を形成することとなります。また、限られた財源の中で、住民は、日常生活圏の広域化に対応して、行政サービスの選択の幅を広げることが可能になるとともに、生活者の視点に立った住民サービスの向上を図ることができます。

◇期待される効果

- …行政サービスの窓口増加／公共施設の共有／行政サービスのエリア拡大／生活実態に即した行政サービス展開／専門職による行政サービスの拡充／公共交通の利便性向上／助け合いによる住民サービス充実／小中学校の交流促進／住民負担の軽減 など

#### ● 行政サービスの高度化・効率化、行財政基盤の強化

将来的に行政サービスのための財源不足が懸念される中、合併により行財政運営の効率化が図られ、少ない経費でより高い水準の行政サービスの運営や総合的な行政の展開が可能となります。

◇期待される効果

- …行政サービスの高度化／広域的な行政施策の円滑な展開／行政サービスの合理化／行政経費の削減／情報システムの高度化／国・県の財政支援 など

## 2. 計画の策定方針

### 1) 計画の趣旨

#### ● 新市建設計画の策定による新市の速やかな一体化と住民サービス向上の推進

新市建設計画は、合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく新市の主要施策をとりまとめ、新市の速やかな一体化を促進し、地域のさらなる発展と住民サービスの向上に向けたまちづくりの指針となるものです。

なお、新市のより詳細かつ具体的な計画内容については、新市において策定する総合計画（基本構想・基本計画）などに委ねるものとします。

### 2) 計画の構成

#### ● 計画は、基本方針／主要施策／県事業／公共的施設の統合整備／財政計画を中心に構成

本計画は、新市を建設していくための①基本方針、②主要施策、③県事業、④公共的施設の統合整備、⑤財政計画を中心として構成します。

### 3) 計画の期間

#### ● 計画期間は、平成 17 年度から平成 31 年度までの 15 年間

本計画の実施期間は、平成 17 年度から平成 31 年度までの 15 年間とします。

## 第2章. 概況

### 1. 概況

#### 1) 位置および地勢

##### ● 日本海や手取川扇状地、能美丘陵、手取川など豊かな自然環境に恵まれています

3町は、加賀地域のほぼ中央に位置し、県都金沢市へは北東約20kmの距離にあり、県第2の都市である小松市が南に隣接しています。

西部は、白砂青松の海岸を有する日本海に面し、中央部には手取川扇状地の平坦な地形が広がっています。一方、東部は白山山系に連なる緑豊かな能美丘陵を有し、北部には県内最大の一級河川である手取川が流れています。豊かな自然環境に恵まれた地域を形成しています。

また、3町は、83.85km<sup>2</sup>の面積を有しており、山林：約43%、農地：約20%、宅地：約12%となっています。

#### 2) 歴史

##### ● いにしえから人々の生活が営まれてきた地であり、多くの歴史資源を有しています

3町には、先土器時代の灯台窓遺跡をはじめ能美古墳群などの遺跡が分布しており、いにしえから人々の生活が営まれてきました。古代律令制下においては、能美郡は越前国に属し、823年加賀国建国の際に江沼郡より5郷2駅を分けて成立しました。中世には、平家の大軍が俱利伽羅を目指しての根上松の戦いや源義経・弁慶主従の奥州下向など「平家物語」や「源平盛衰記」の舞台となりました。また、藩政時代には、北陸街道の宿場町として栄え、交通の要衝として位置づけられてきました。

なお、藩政時代に、十村組の支配のもと249ヶ村みられた集落群も、明治の大合併を機に13ヶ村に集約され、その後、白山麓の石川郡への一部編入などを経て、昭和の大合併により、今回合併する3町が形成されたという歴史的経緯を有しています。

#### 3) 人口

##### ● 都市近郊の地理特性などにより、人口は増加傾向で推移しています

3町の総人口は45,077人〔H12年〕であり、金沢市および小松市の間に位置する地理特性などにより、各地で住宅開発等が進められ、各町ともに人口増加傾向を示しています。世帯数は13,382世帯、世帯人員3.37人/世帯と、近年、世帯人員が減少傾向にあります。

また、階級別人口の割合は、年少人口：16.5%、生産年齢人口：66.9%、老人人口：16.6%と他市町村と同様に少子・高齢化が進んでいます。なお、少子・高齢化の進行は、若年層の転入などにより、県平均に比べて鈍化傾向で推移しています。

【人口の推移】

|                    | S55               | S60               | H2                | H7                | H12               | 参考) H12 石川県        |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 人口                 | 37,253            | 39,061            | 39,934            | 42,033            | 45,077            | 1,180,977          |
| 世帯数                | 8,923             | 9,918             | 10,381            | 11,727            | 13,382            | 411,341            |
| 世帯人員               | 4.17              | 3.94              | 3.85              | 3.58              | 3.37              | 2.87               |
| 年少人口<br>(0~14歳)    | 9,600<br>(25.8%)  | 9,252<br>(23.7%)  | 7,777<br>(19.5%)  | 7,181<br>(17.1%)  | 7,457<br>(16.5%)  | 175,569<br>(14.9%) |
| 生産年齢人口<br>(15~64歳) | 23,830<br>(64.0%) | 25,360<br>(64.9%) | 26,816<br>(67.2%) | 28,541<br>(67.9%) | 30,144<br>(66.9%) | 781,137<br>(66.4%) |
| 老人人口<br>(65歳以上)    | 3,823<br>(10.2%)  | 4,449<br>(11.4%)  | 5,332<br>(13.3%)  | 6,311<br>(15.0%)  | 7,476<br>(16.6%)  | 219,666<br>(18.7%) |

※階級別人口の内訳は、分類不能がみられるため合計と一致しません（資料：国勢調査）

#### 4) 産業

##### ● 県内有数の産業集積・研究開発をはじめ、農林業や商業、九谷焼産業があります

3町の就業人口は、近年、全国的な産業動向と同様に、第1次産業および第2次産業の減少がみられ、第3次産業が増加傾向にあります。

産業別就業人口の割合を、石川県全体と比べると、製造業を中心とした産業立地に伴い、第2次産業への就業割合が10%以上高くなっています。現在もこれら製造業を中心とする企業誘致を積極的に推進しており、製造品出荷額はほぼ横這いから増加で推移しています。なお、いしかわサイエンスパークでは、北陸先端科学技術大学院大学による学術研究をはじめ、県内の企業との共同研究開発など产学研官が連携した取組みが行われています。

農業については、近年、農家数および粗生産額ともに減少傾向にありますが、従来の稲作に加え、丸いもやハト麦、ゆずなどの特産品づくりにも取り組んでいます。

商業については、JR寺井駅周辺をはじめ、3町それぞれで身近な商業施設が立地しており、日用品は、主に地域内で購入されていますが、高価な買物や飲食等は地域外への流出傾向がみられます。また、全国的に有名な伝統工芸である九谷焼の産地であり、陶磁器の製造、卸売業が盛んです。

【産業別就業人口の推移】

|        | S55              | S60               | H2                | H7                | H12               | 参考) H12 石川県        |
|--------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 第1次産業  | 1,115<br>(5.8%)  | 943<br>(4.7%)     | 751<br>(3.5%)     | 732<br>(3.2%)     | 515<br>(2.2%)     | 23,925<br>(3.9%)   |
| 第2次産業  | 9,962<br>(51.9%) | 10,161<br>(50.6%) | 10,815<br>(50.8%) | 10,962<br>(48.0%) | 10,767<br>(45.2%) | 200,209<br>(32.8%) |
| 第3次産業  | 8,120<br>(42.3%) | 8,984<br>(44.7%)  | 9,708<br>(45.7%)  | 11,160<br>(48.8%) | 12,513<br>(52.6%) | 386,267<br>(63.3%) |
| 就業人口 計 | 19,199           | 20,102            | 21,284            | 22,866            | 23,821            | 614,469            |

※産業別就業人口の内訳は、分類不能がみられるため合計と一致しません（資料：国勢調査）

#### 5) 観光

##### ● 海水浴場や遊園地、動物園などの観光レクリエーション施設を有しています

3町は、海水浴場やクアハウス九谷、丘陵公園・動物園など県内有数のレクリエーション施設のほか、九谷焼資料館や辰口温泉、遊園地などの観光施設を有しています。さらに、現在大リーグで活躍する松井秀喜選手の野球の館が人気を集めしており、来場者は急増しています。

なお、主なイベントとして、根上り七夕まつりや九谷茶碗まつり、辰口まつりなどが開催されており、中でも、九谷茶碗まつりは、県内外から30万人以上の来場者が訪れ、県内有数のイベントとして賑わいをみせています。

【イベント入込み状況（単位：千人）】

|          | H7  | H8  | H9  | H10 | H11 | H12 | H13 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 根上り七夕まつり | 25  | 13  | 13  | 14  | 14  | 30  | 45  |
| 九谷茶碗まつり  | 260 | 262 | 279 | 281 | 284 | 302 | 338 |
| 辰口まつり    | 15  | 10  | 10  | 10  | 10  | 10  | 10  |

（資料：統計からみた石川の観光）

## 6) 交通

- 現在、南北の交通網が中心であり、新市建設に伴う東西交通網をはじめとした交通ネットワークの拡充が求められます

3町の道路網は、北陸自動車道をはじめ、国道8号や加賀産業開発道路など、金沢市や小松市方面とを結ぶ南北の幹線道路が中心となっています。一方、東西の主な幹線道路は、中央部の県道（小松鶴来線や根上寺井線等）、北部の町道（根上国道線や栗生清水線等）、南部の都市計画道路（インター八里線等）などがあります。

公共交通は、JR北陸本線が3町西部を南北に通っており、JR寺井駅があります。なお、民間路線バスは、金沢や小松方面とを連絡する路線が中心となっており、また、各町でコミュニティバスを運行していますが、いずれも町内の巡回であり、現在、3町を相互に結ぶ路線はなく、公共交通や東西交通網をはじめとした交通ネットワークの拡充が求められます。

## 7) 地域間交流

- 通勤・通学や買物では町外への流出が多く、生活行動圏の広域化がうかがえます

通勤・通学、買物に関する住民生活行動をみると、3町間の移動は5%前後と少なく、町外への流出割合が増加しており、生活行動圏の広域化がうかがえます。なお、主な流出先は、根上町および寺井町では小松市へ、辰口町では金沢市や松任市などへとなっています。

## 8) 地域活動

- 近年、様々な分野において住民を主体とする活発な地域活動が行われています

3町では、自治（地区）公民館を拠点とする生涯学習活動をはじめ、ボランティアやNPOによる福祉活動、そして、各種団体やサークルなどによる健康増進活動や国際交流活動など、近年、住民を主体とした活発な地域活動が行われています。

## 9) 財政状況

- 比較的健全であるが、財政力指数は横這いもしくは低下傾向にあります

3町の財政規模は近似しており、財政運営の評価指標である経常収支比率や自主財源比率などは、県内市町村の中では比較的良好な財政水準となっています。

しかし、全国的な財政動向と同様に、財政力指数は横這いもしくは低下傾向にあり、近年の国財政の逼迫に伴う交付税の縮減など、自治体財源への影響が懸念されます。

【主な財政指標の推移（H13）】

|                     | 根上町      | 寺井町      | 辰口町      | 県内市町村平均 |
|---------------------|----------|----------|----------|---------|
| 歳入決算額               | 7,078百万円 | 5,997百万円 | 7,074百万円 | —       |
| 歳出決算額               | 6,778百万円 | 5,711百万円 | 6,475百万円 | —       |
| 標準財政規模              | 3,873百万円 | 3,572百万円 | 3,894百万円 | —       |
| 自主財源比率              | 48.9%    | 56.6%    | 46.5%    | 45.7%   |
| 公債費負担比率             | 12.7%    | 12.1%    | 13.8%    | 20.1%   |
| 経常収支比率              | 73.7%    | 73.8%    | 74.1%    | 84.9%   |
| 財政力指数<br>(H12～14平均) | 0.62     | 0.58     | 0.59     | 0.40    |

(資料：地方財政状況調査)

## 2. 上位・関連計画における位置づけ

### 1) 全国総合開発計画 21世紀の国土のグランドデザイン（平成10年3月、国土庁）

| 項目       | 内容（各計画より抜粋）  |
|----------|--|
| キャッチフレーズ | ・地域の自立の促進と美しい国土の創造   |
| 戦略       | ・多自然居住地域の創造（中小都市、農山漁村、中山間地域等）<br>・大都市のリノベーション（大都市空間の修復、更新、有効活用）<br>・地域連携軸（軸状に連なる地域連携のまとまり）の展開<br>・広域国際交流圏（世界的な交流機能を有する圏域）の形成 |

### 2) 石川県新長期構想—世界に開かれた文化のくにづくり構想—（平成8年9月、石川県）

| 項目          | 内容（各計画より抜粋）  |
|-------------|--|
| 加賀南部地域の発展方向 | —南加賀地方拠点都市整備計画に基づく<br>次世代型産業の創造に向けた活力あるまちづくり—<br>①小松空港を世界に開かれたゲートウェイ空港として位置づけ、国際、国内路線網の拡充、空港機能やアクセス網の整備を進め、本県への交流人口の大幅な増大と物流の拠点化を目指す。<br>②北陸先端科学技術大学院大学を核として高等教育機関の集積を図り、これらを活用した情報・通信関連企業等の立地や、医療・福祉・健康分野等新規産業の創造による産業基盤の強化を図る。また、既存地場産業の高度化や商業業務機能の集積を目指す。<br>③九谷焼、山中塗を中心とした伝統工芸品産業の振興を図るとともに、隣県との広域連携を密にしながら、豊かな温泉と歴史的・文化的資源や良好な自然環境を活かした通年型・滞在型観光リゾートの拠点づくりを進める。 |

### 3) 第3次南加賀新広域市町村圏計画（平成12年3月、南加賀広域圏事務組合）

| 項目        | 内容（各計画より抜粋）   |
|-----------|---|
| 基本構想の3つの柱 | ・個性を活かした、まとまりと機能の発揮<br>・豊かさとやすらぎを創造する生活基盤づくり<br>・多様で魅力あるこだわりと付加価値産業づくり  |
| 将来像       | 「先進性と人に魅力の広域圏」  |
| 地域テーマ別機能  | 【海岸及び平野地域】<br>・自然と調和のとれた海岸利用<br>・平野部は拠点地域として交流の拡大、快適性の追及<br>【市街地及び都心部】<br>・地方都市としての歴史や伝統に培われた魅力、文化性を基盤に、商業施設、公益施設、多様な文化集客施設などを併せた中心市街地の活性化の推進<br>【中山間地】<br>・多様な資源を守り育て、活かした地域づくり<br>・都市と農村の共生を目指し、グリーン・ツーリズム等の交流施設等の基盤整備を進め、個性的な農村定住空間を形成 |

### 4) 南加賀地方拠点都市地域基本計画（平成7年3月、南加賀地方拠点都市地域整備推進協議会）

| 項目        | 内容（各計画より抜粋）  |
|-----------|--|
| 整備の基本的な方向 | ・北陸先端科学技術大学院大学や加賀温泉郷など、拠点性を高める地域資源を活かす。<br>・南加賀道路等の交通ネットワークの強化により、相互の都市機能を補完しながら、都市的一体性を進めていく。<br>・地域間交流等のソフト事業の積極的な展開を図る。   |
| 機能の分担     | 【根上町・寺井町・辰口町・川北町地域】…『クリエイティブ・ライフゾーン』<br>・自然環境を活かして、ゆとりとうるおいのある定住空間の形成<br>・田園的魅力、歴史的環境、地域文化等の地域資源を活用した歴史文化施設の整備<br>・高付加価値商品の研究開発、先端企業等の立地促進<br>・職住近接型で利便性の高い創造的な生活と研究・生産の場の形成 |

## 5) 各町の総合計画

|              | 根上町   | 寺井町  | 辰口町  |  |
|--------------|---|--|--|--|
| 名称           | 根上町新総合計画 2010   | 寺井町第3次基本構想<br>／基本計画  | 辰口町地域創造計画  |  |
| 策定年月日        | 平成13年12月21日   | 平成9年9月16日  | 平成6年12月15日   |  |
| 計画期間         | 平成13～22年度   | 平成10～19年   | 平成7～22年  |  |
| テーマ<br>(将来像) | 太陽のこぼれている町<br>・ねあがり   | 「水と緑と文化の町」<br>をめざして  | 緑と水と太陽の町<br>たつのくち  |  |
| 基本目標等        | <p><b>【主要課題】</b></p> <p>1)自然環境を守り、活かした“うるおいのある”まちづくり<br/>2)だれもがいきいきと“安心して暮らせる”まちづくり<br/>3)人が集い、ふれあう“にぎわいのある”まちづくり<br/>4)新たな価値を創造していく“挑戦する産業”的まちづくり<br/>5)地域・住民が支え合い、協力しあう“ともにつくる”まちづくり<br/>6)人・地域・資源を総力化した“地域力を高める”まちづくり</p> <p><b>【新しいまちづくりの視点】</b></p> <p>1)人口(年齢構成)のバランスが取れたまちづくり<br/>2)交流・連携が進むまちづくり<br/>3)住民が主役、住民本位のまちづくり</p> | <p><b>【基本目標】</b></p> <p>1)未来の可能性をひらく町の土台つくり<br/>(都市基盤・生活環境)<br/>2)ひとりひとりを尊重した福祉と教育の展開<br/>(健康・福祉・教育)<br/>3)まちの個性をみがくふるさと環境の創造<br/>(自然・歴史・九谷の里・タウンスクエア)<br/>4)未来を見据えた産業育成への挑戦<br/>(産業誘致・産業振興)</p> <p><b>【行動指針】</b></p> <p>1)まちを再発見する地域の魅力を掘り起こそう<br/>2)町民の積極的なまちづくりへの参加をすすめよう<br/>3)多くの人々とのふれあいを高める仕掛けをつくろう</p> | <p><b>【基本目標】</b></p> <p>1)『やすらぎ』のまち<br/>・地域社会の和に支えられた福祉の充実<br/>・高齢化社会に対応した生涯型の健康づくり<br/>2)『うるおい』のまち<br/>・快適でゆとりある生活基盤の充実<br/>・緑に包まれた全町公園化<br/>・自然と共生した研究学園都市づくり<br/>3)『いきおい』のまち<br/>・産業の活性化を推進<br/>・情報発信、新しい文化の創造</p> <p>「みんなでつくる<br/>まちづくり」</p> |  |
| 目標年次         | H22   | H19  | H22  |  |
| 将来人口         | 17,000人   | 17,500人  | 17,500人  |  |
| 将来世帯数        | 4,900世帯<br>(3.47人/世帯)   | 5,000世帯<br>(3.50人/世帯)  | 5,000世帯<br>(3.50人/世帯)  |  |
| 年齢           | 年少人口<br>生産年齢人口<br>老齢人口  | 2,900人(17.1%)<br>10,700人(62.9%)<br>3,400人(20.0%)   | 3,200人(18.3%)<br>11,100人(63.4%)<br>3,200人(18.3%)   | 3,763人(21.5%)<br>10,815人(61.8%)<br>2,922人(16.7%)               |
| 就業人口         | 第1次産業<br>第2次産業<br>第3次産業<br>計  | 149人(1.6%)<br>4,082人(44.4%)<br>4,972人(54.0%)<br>9,203人(100.0%)   | 150人(1.6%)<br>4,350人(45.3%)<br>5,100人(53.1%)<br>9,600人(100.0%)   | 188人(2.2%)<br>3,713人(42.9%)<br>4,757人(54.9%)<br>8,658人(100.0%) |

### 3. 時代の潮流

#### ● 「人口増加」から「少子高齢・人口減少」へ

わが国においては、少子・高齢化が急速に進行し、子育て環境の充実などの少子化対策、高齢者の介護サービスや生きがいのもてる社会づくりが求められています。また、全国的に平成17年をピークに人口増加から減少に転じると推計され、今後は、人口減少に伴う経済規模の縮小等による社会構造の変革などに対応した地域づくりが求められています。

#### ● 「情報化社会」から「情報ネットワーク社会」へ

近年、情報化社会の到来により、情報通信基盤や情報技術が発達し、インターネットが普及するなど、誰もが容易に世界各地と情報交換ができる新しいネットワーク社会が形成されてきています。こうしたことから、高度産業分野のみならず、日常生活においても、子どもから高齢者までが多様な情報を入手し、発信できる情報ネットワーク社会（ユビキタス社会）への対応が求められています。

#### ● 「消費型社会」から「循環型社会」へ

これまでの社会経済活動は、消費型社会として、地球温暖化や自然资源の枯渇などの環境問題を引き起こし、現代社会において人類をはじめ地球環境の存続を危ぶむものとなっていました。こうしたことから、地域においても個人から企業、行政までが一体となり、自然環境の保全・共生を目指し、持続可能な循環型社会への対応が求められています。

#### ● 「経済成長型」から「成熟型低成長時代」へ

日本経済は高度経済成長を遂げ一定の水準に到達しましたが、バブル崩壊以降、長期に渡り低迷し、経済のグローバル化やアジア諸国の台頭などから、その先行きは不透明感を増してきています。こうした経済情勢の中で、競争力のある地域産業の維持・発展、高付加価値な内発型産業の育成や創出が求められています。

#### ● 「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ

生活水準の向上に伴い、人の価値観が“物の豊かさ”から“心の豊かさ”へと変化し、国際的な広い視野、自然や健康志向、スローライフといった考え方が高まってきています。こうした中、人々の生活様式や就業形態、余暇の過ごし方など、多様化するニーズに対応し、自立した個人のライフスタイルを尊重した地域社会づくりが求められています。

#### ● 「中央集権型社会」から「地方分権型社会」へ

これまでの行政体制は、国と地方が主従の関係で政策展開や財源配分などが行われてきましたが、財政の逼迫や地域個性の喪失などを背景に、対等を目指した地方分権が時代の流れとなっています。そのため、地方自治体においては、地域の自主性、自立性を確立し、住民や企業などが一体となって個性ある地域社会を創造していくことが求められています。

#### ● 「行政主導」から「住民参画と協働」へ

これまでのまちづくりの立案や推進は、行政主導型で展開されてきましたが、近年の住民意識の高まりから、まちづくりの主体は“住民”という考え方が再認識されてきています。そのため、地域を構成する住民や企業の主体的な参画のもと、行政との協働により、魅力的なまちづくりの実現が求められています。



#### 4. 新市の課題

##### ● 将来を見据え、合併を契機とした行財政基盤の強化と地域個性の確立

近年、地方分権の進展や地方交付税をはじめとする国の財政支援の後退などにより、地方の自治能力が問われています。3町は、県内でも比較的健全な財政基盤を有していますが、他市町村と同様に、今後、これらの問題に直面していくものと懸念されます。

この様な中、将来的な財政逼迫や地域間競争の激化などを見据え、今回の合併を契機に、3町が連携し、周辺の自治体に埋もれずに行財政基盤の強化や地域個性の確立により、自立型の都市としての基礎づくりを推進していくことが求められます。

##### ● 少子・高齢社会への対応や心豊かな地域社会の形成

現在、各町では、人口増加傾向を示していますが、全国的に少子・高齢化が進み、人口減少時代を迎えつつあり、3町においても少子・高齢化に対応した地域づくりが求められます。

この様な中、高齢者をはじめ次代を担う子どもや若者達が、健康で元気に生きがいを持って暮らせるよう、福祉や教育、生涯学習等の充実により心豊かな地域社会を形成していくことが求められます。

##### ● コンパクトなまつりを活かし、相互に連携した快適な居住環境の充実

国道8号をはじめ南北に縦貫する広域幹線道路は、3町の交通利便性を高める一方、ベットタウンとしての性格を強くさせており、また、分散する3町の連携不足も懸念されます。

そのため、分散型の都市構造を踏まえ、金沢市や小松市などの都市とは異なるコンパクトにまとまった優位性を活かして、3町が相互に連携しながら、住み続けたいと思える快適な居住環境の充実が求められます。

##### ● 海山川の自然、地域の歴史・文化資源の継承・活用

3町は合併により、白砂青松の海岸、手取川扇状地、緑豊かな能美丘陵といった一連の豊かな自然や、九谷焼、温泉、古墳群、動物園、丘陵公園など、これまで各町で培われた豊富な地域資源を有することとなります。

これら有形・無形の資源の大切さを再認識し、一体的に保全を図るとともに、3町の魅力として活用し、次代へ受け継いでいくことが求められます。

##### ● 産学官の連携や異業種間交流による活力ある地域づくり

3町には、県内有数の産業集積、九谷焼や織維の伝統・地場産業、特色ある農業、観光産業、北陸先端科学技術大学院大学における研究活動などがありますが、産業構造の転換による衰退・低迷も一部で見られます。

今後は、これらの多様な産業を活かして産学官や異業種間での連携・交流を強化し、3町を支える活力ある産業の発展や、高付加価値のある内発型産業の育成や創出が求められます。

##### ● 生涯学習や地域福祉活動などの協働型まちづくりの推進

これまで各町では、住民自治や生涯学習、福祉、健康、国際交流など様々な分野で自主的な地域活動が活発に行われており、さらに近年は、まちづくりへの意識の高まりを見せてています。

合併を契機として、こうしたまちづくり活動を継承し、さらに3町の知恵とマンパワーを結集して、住民や企業、行政による協働型まちづくりが求められます。

## 第3章 新市建設の基本方針

### 1. 基本目標

#### 1) 新市建設の視点

##### **● 「新市としての個性の確立」と「住みたい、住み続けたいと思えるまちづくり」に向けて**

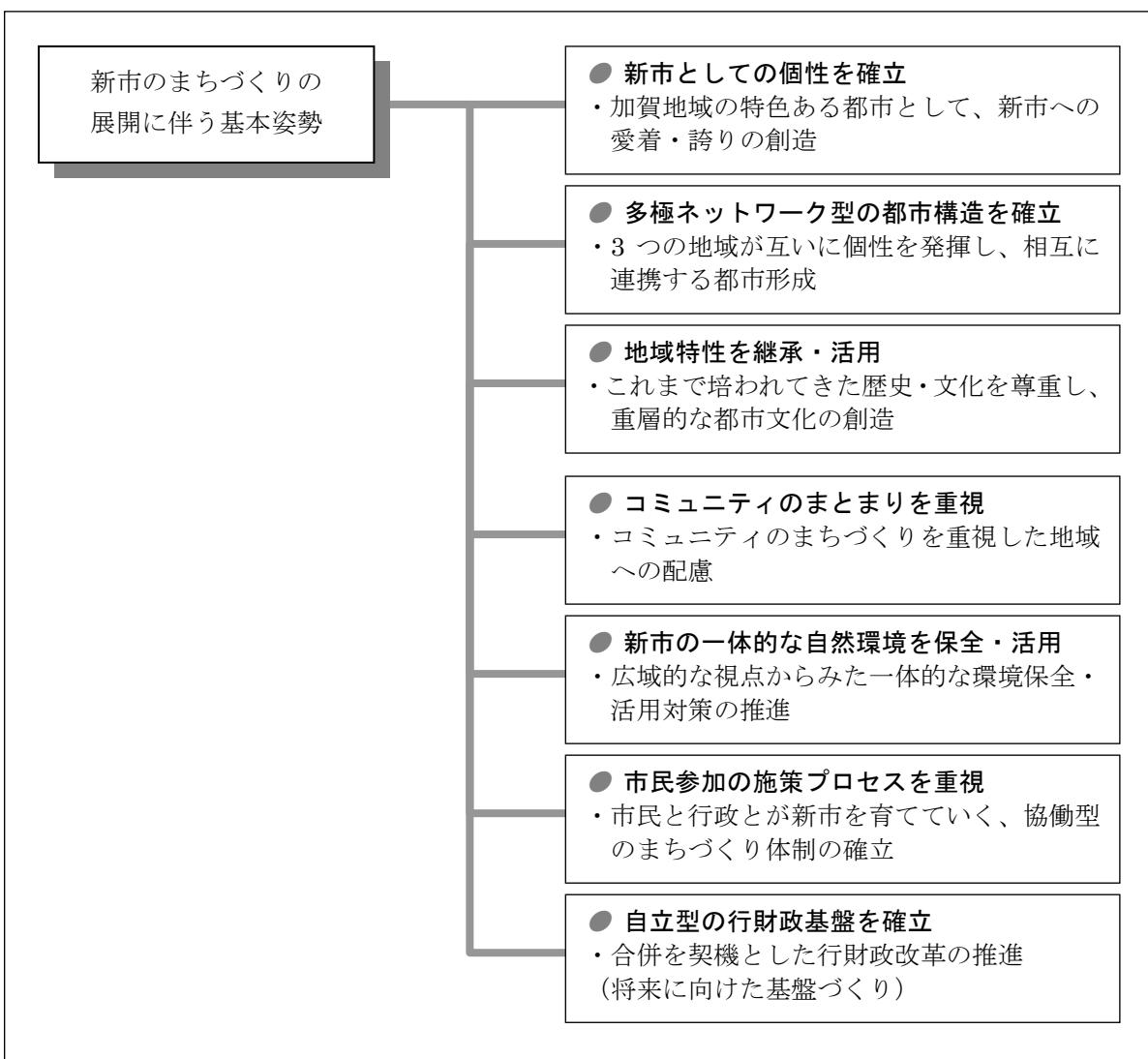
新市が有する多様な地域資源が有機的に連携した相乗効果による魅力アップを図り、また、互いに不足する都市機能を相互に補完しながら、新市としての個性を確立していくものとします。さらに、従来の成長型社会から深刻な低成長型社会への社会構造の移行を現実的に捉え、合併を契機に持続可能で自立的な行財政基盤の確立により、将来も「住みたい、住み続けたいと思えるまちづくり」を目指します。

#### 2) 新市建設の基本姿勢

##### **● 合併という特異な条件のなか、7つの基本姿勢の共有による効率的なまちづくりを展開**

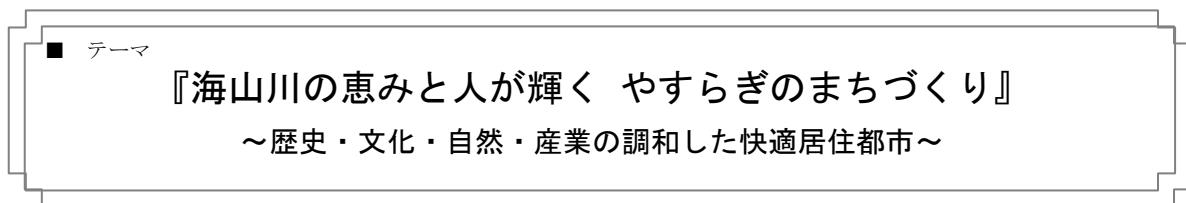
新市の建設に際しては、合併という特異な条件下のなかで、各種まちづくりの展開において、下記の7項目を基本姿勢とします。

##### 【合併を踏まえた新市のまちづくりの基本姿勢】



## 2. 将来像

### 1) まちづくりのテーマ



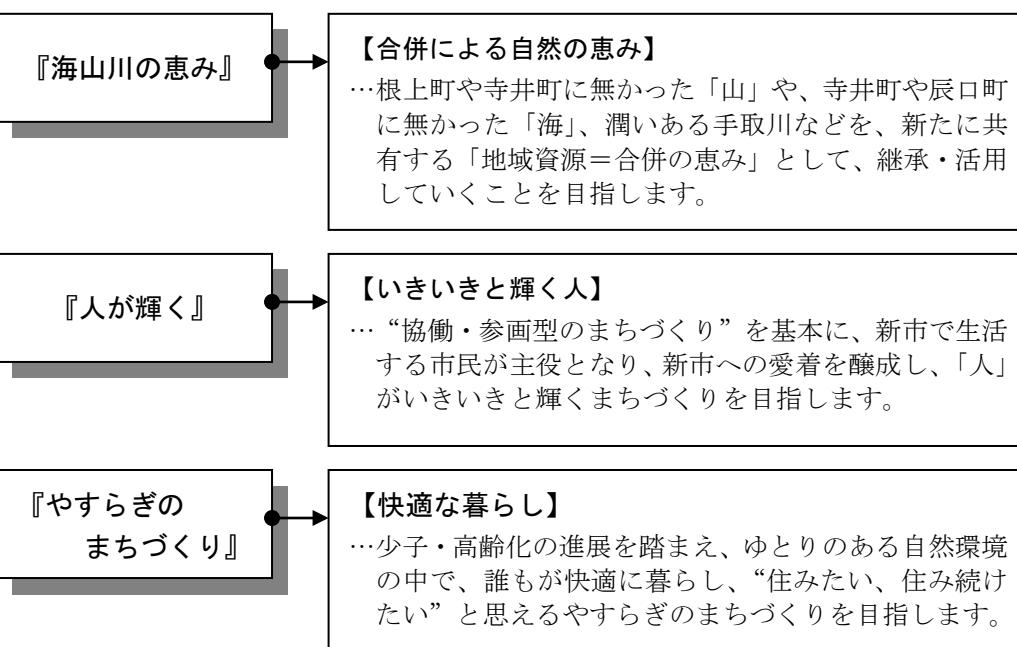
新市は、金沢市および小松市の間に位置し、全国有数の先端産業をはじめ県内産業の中心的な機能を担うとともに、海岸から美田、丘陵にいたる豊かな自然環境とレクリエーションエリア、そして九谷焼や温泉街など多様な歴史・文化を有する良好な居住環境を有しています。

まちづくりの推進に際しては、これらの地域資源や恵まれた地理特性を活かしながら、地域が相互に連携して様々な課題を克服することにより、自立型の都市を形成していくことを目指し、「海山川の恵みと人が輝く やすらぎのまちづくり」を将来像に掲げます。

また、“市民・企業・行政が一体となって新市を創り上げる”ことをモットーに掲げ、各々が新たなキャンバスに元気のある地域の姿を描いていくことにより、“ふるさと”として実感し、将来も“住みたい、住み続けたいと思えるまちづくり”を目指します。

#### ■テーマの考え方

- ・テーマは、各町の代表的な恵みである「海山川」を活かしつつ、そこで生活する「人」がいきいきと輝き、誰もが“住みたい、住み続けたい”と思える「やすらぎのまち」づくりを目指します。
- ・また、サブテーマは、新市の地域資源である「歴史」と「文化」、「自然」を共有しつつ、さらに活力となる「産業」とも調和しながら、地域が相互に連携した「快適な居住都市」を創造します。

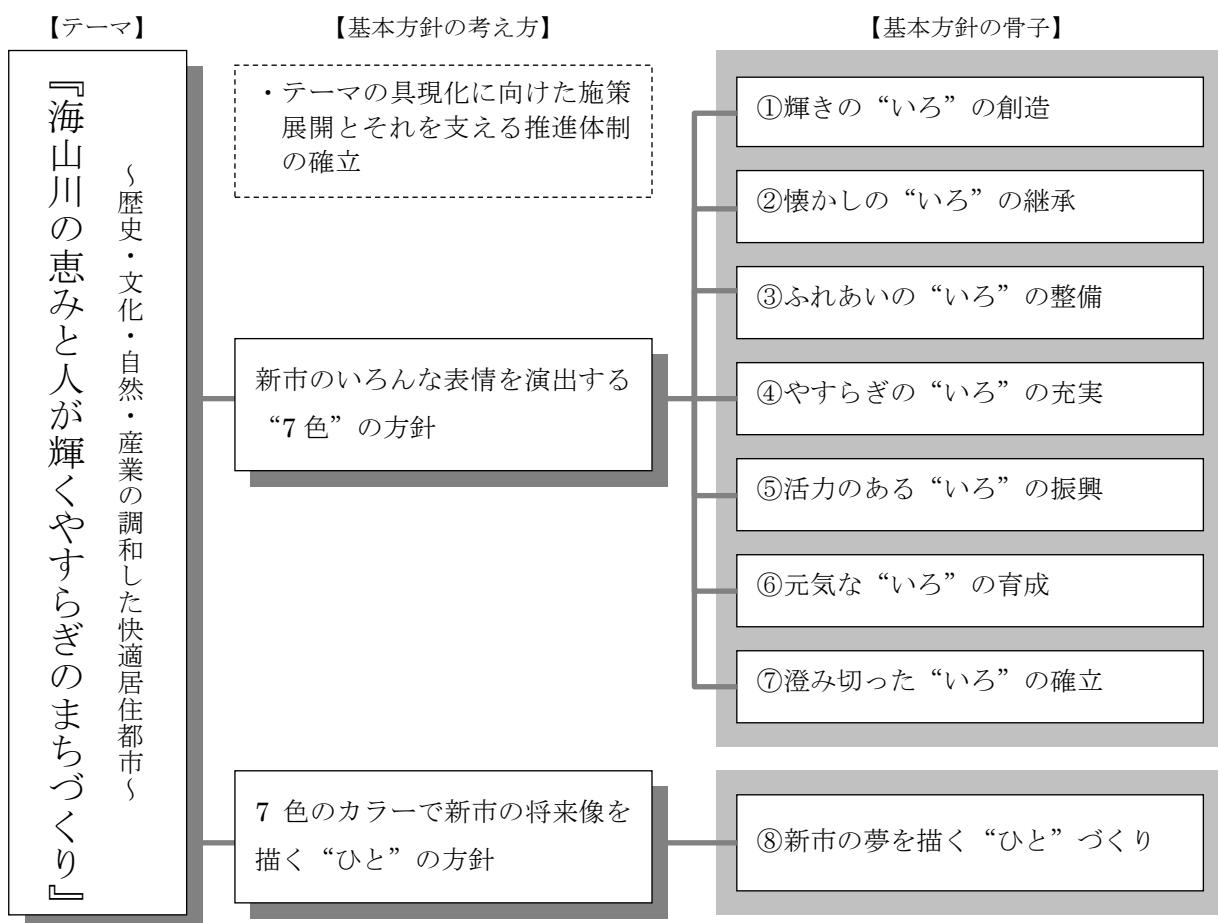


## 2) 基本方針の体系骨子

### ● 新市を演出する“7色”的方針と、7色のカラーで将来像を描く“ひと”の方針を設定

まちづくりのテーマを踏まえ、新市を演出する“7色”的方針と、7色のカラーで将来像を描く“ひと”の方針を掲げ、「新市の将来像を具現化するまちづくり施策」と「施策を支える市民参画体制」とが連携したまちづくりを展開します。

【まちづくりのテーマと基本方針の体系骨子】



### 3. 基本方針

#### ①輝きの“いろ”の創造

##### ●『新市の魅力を創造し、愛着の持てるまちづくり』

「輝きのいろ」は、新市の個性や魅力の象徴であり、加賀地域における特色ある都市として、個々の地域が有する地域資源をさらに磨きあげ、また、各分野において全国へ誇れる魅力づくりを推進し、誰もが新市への愛着を持てるまちづくりを展開します。

また、各地域の市民が、新市の地域資源を相互に再認識し、これら資源の相互連携をはじめ、新市内外の交流促進や各種地域情報の積極的なPRの展開により、各々の宝が結集された相乗効果による魅力アップを目指します。

#### ②懐かしの“いろ”の継承

##### ●『歴史・文化と自然を再認識し、後世へ継承するまちづくり』

「懐かしのいろ」は、これまで培われた歴史・文化や自然の象徴であり、新市の魅力は個々の地域の歴史や風土によって支えられていることを念頭に、九谷焼や温泉など新市が有する多様な歴史・文化をはじめ、海浜から田園、丘陵に至る一団の自然資源を再認識し、これらを地域の宝として保全・活用、さらに後世へと大切に継承します。

なお、これら豊かな自然環境と共生した潤いある環境を維持していくため、リサイクルや新エネルギーの活用など循環型社会づくりの展開により、持続可能な地域づくりを推進します。

#### ③ふれあいの“いろ”の整備

##### ●『コミュニティを重視した快適居住のまちづくり』

「ふれあいのいろ」は、快適な居住環境の象徴であり、コミュニティを基本単位としながら、互いに助け合い、各種サービスを享受できる日常的な基本生活圏を形成します。

また、全国的に人口減少が進行するなか定住促進に向けて、市内外を結ぶ交通ネットワークをはじめ、住環境整備や上下水道、情報通信基盤、防災対策など身近な生活環境の向上、若者の定住基盤の確保により、“ゆとり”と“うるおい”を実感できる快適な居住環境を形成し、いつまでも暮らし続けることができるまちづくりを推進します。

#### ④やすらぎの“いろ”の充実

##### ●『誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり』

「やすらぎのいろ」は、健康で安心な暮らしの象徴であり、少子・高齢化時代の到来を踏まえ、高齢者や障害者、児童福祉に対応した社会構造を構築するため、各種公共福祉サービスをはじめ、地域の連帯に基づく地域福祉や健康づくりの推進など、地域が一体となり総合的な福祉・健康対策を推進します。

また、地域における多様な医療ニーズに対応するため、医療・救急体制の充実を図るとともに、医療機関相互のネットワークにより、地域の医療水準の向上に努めます。

**⑤活力のある“いろ”の振興****●『地域から全国へ発進する活力のあるまちづくり』**

「活力のあるいろ」は、活力に満ち溢れた産業の象徴であり、九谷焼や繊維をはじめとする伝統・地場産業や手取川扇状地および能美丘陵の恵みに培われた農林業は、地域に根付いた内発型産業として後継者育成や地産地消に基づくブランド化・PRの推進など、新市の魅力創造と連携した振興を図ります。

また、北陸先端科学技術大学院大学を核とするいしかわサイエンスパークや県内有数の産業集積圏としての特性を活かし、産学官の連携促進をはじめ、先端産業と伝統・地場産業との融合による付加価値産業の創出や起業支援、工業団地への産業誘致の促進、さらに地域商業の活性化などにより、活力のある地域づくりを展開します。

**⑥元気な“いろ”の育成****●『学び、考え、育む心豊かなまちづくり』**

「元気ないろ」は、心身の豊かさの象徴であり、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へのニーズを踏まえ、豊かな自然の中で育まれる特色ある学校づくりや地域の実情に即した教育体制の充実などにより、次世代を担う心豊かな人材育成を目指します。

また、コミュニティを基本単位として、多様な世代が交流する生涯学習や芸術文化の振興、生涯スポーツ、学術研究機関と地域との有機的な交流・連携促進などの展開により、創造性あふれる地域社会を形成します。

**⑦澄み切った“いろ”的確立****●『行財政改革の推進による効率かつ健全なまちづくり』**

「澄み切ったいろ」は、未来に向けた行財政基盤の再構築の象徴であり、地方分権や国および県の財政緊迫を踏まえ、将来における安定した行政サービスの提供を目指し、合併を契機とした行政運営の効率化、財政運営の健全化を図ります。

また、多様化する市民のニーズに対応していくため、職員の専門化や意識改革をはじめ、行政評価システムの導入など行政組織の活性化、そして情報公開など地域に開かれた行政体制を構築します。

**⑧新市の夢を描く“ひと”づくり****●『市民が主役の自立型まちづくり体制の構築』**

新市のまちづくりは、“市民が主役”であることに念頭をおき、新市の魅力づくりや産業振興など上記の7色の方針に基づき、行政が“キャンバス”を提供し、実際に市民が夢を描き、実践していくまちづくりのプロセスを重視します。

まちづくりを支えるのは、市民であり、市民参加のシステムおよび自発的な活動の支援体制を構築し、市民と行政との協働によるまちづくりを目指します。

#### 4. 主要指標の見通し

##### 1) 総人口・世帯数の見通し

###### ● 新市の H26 年における将来人口を 52,000 人、世帯数を 18,300 世帯に設定

新市の将来人口は、全国的な人口低迷を踏まえながら、これまでの市街地整備の残住宅地や既成市街地周辺における計画的な市街地整備、および新市建設に伴う魅力アップなどにより、今後 5~10 年程度の緩やかな人口増加を見込み、目標年次である平成 26 年の将来人口を 52,000 人と設定します。

また、近年の核家族化の進行を踏まえ、平成 26 年における世帯人員は過去のトレンド推計より 2.84 人/世帯、世帯数は 18,300 世帯とします。

##### 2) 階級別人口の見通し

###### ● 平成 26 年において、年少人口：16.4%、生産年齢人口：60.8%、老人人口：22.8%と設定

年齢階級別の人団フレームは、少子・高齢社会の深刻化を現実的に捉え、平成 26 年の階級別人口を、年少人口：約 8,500 人（16.4%）、生産年齢人口：約 31,600 人（60.8%）、老人人口：約 11,900 人（22.8%）と設定します。

##### 3) 就業人口の見通し

###### ● 新市の地域連携やイメージアップにより、就業人口を約 26,500 人と設定

就業人口フレームは、新市としての広域的な産業振興やイメージアップに伴う企業誘致、身近な就労環境の充実に向けた施策展開などにより、将来人口の増加に対応した就業環境の拡充およびシルバー人材の社会参加等を促すことを目指し、平成 26 年における将来就業人口を約 26,500 人と設定します。

【主要指標の見通し】

|       |                     | 現況                |                   |                   |                   |                   | 将来                  | 備考 |
|-------|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------|----|
|       |                     | S55               | S60               | H2                | H7                | H12               |                     |    |
| 総人口   | 人口                  | 37,253            | 39,061            | 39,934            | 42,033            | 45,077            | 52,000              |    |
|       | 世帯数                 | 8,923             | 9,918             | 10,381            | 11,727            | 13,382            | 18,300              |    |
|       | 世帯人員                | 4.17              | 3.94              | 3.85              | 3.58              | 3.37              | 2.84                |    |
| 階級別人口 | 年少人口<br>(0~14 歳)    | 9,600<br>(25.8%)  | 9,252<br>(23.7%)  | 7,777<br>(19.5%)  | 7,181<br>(17.1%)  | 7,457<br>(16.5%)  | 8,500 人<br>(16.4%)  |    |
|       | 生産年齢人口<br>(15~64 歳) | 23,830<br>(64.0%) | 25,360<br>(64.9%) | 26,816<br>(67.2%) | 28,541<br>(67.9%) | 30,144<br>(66.9%) | 31,600 人<br>(60.8%) |    |
|       | 老人人口<br>(65 歳以上)    | 3,823<br>(10.2%)  | 4,449<br>(11.4%)  | 5,332<br>(13.3%)  | 6,311<br>(15.0%)  | 7,476<br>(16.6%)  | 11,900 人<br>(22.8%) |    |
| 就業人口  | 就業人口                | 19,199            | 20,102            | 21,284            | 22,866            | 23,821            | 26,500              |    |
|       | 第 1 次産業             | 1,115<br>(5.8%)   | 943<br>(4.7%)     | 751<br>(3.5%)     | 732<br>(3.2%)     | 515<br>(2.2%)     | 500<br>(1.9%)       |    |
|       | 第 2 次産業             | 9,962<br>(51.9%)  | 10,161<br>(50.6%) | 10,815<br>(50.8%) | 10,962<br>(48.0%) | 10,767<br>(45.2%) | 10,600<br>(40.1%)   |    |
|       | 第 3 次産業             | 8,120<br>(42.3%)  | 8,984<br>(44.7%)  | 9,708<br>(45.7%)  | 11,160<br>(48.8%) | 12,513<br>(52.6%) | 15,400<br>(58.0%)   |    |

※階級別人口および産業別就業者数の現況は、分類不能がみられるため合計は一致しません

## 5. 土地利用方針

### 1) 将来都市構造の考え方

#### ● 新市のコンパクトな特性を活かした『多極ネットワーク型都市』の形成

新市の都市構造は、コンパクトな市域の特性を活かしつつ、これまで形成された既成市街地や集落のまとまりを中心とした多極ネットワーク型の都市形成（クラスター型）を目指し、個々の地域でこれまで培われてきた魅力を活かした都市づくりを推進します。

#### ● 既成市街地を中心とした内部充実型の快適居住都市の形成

将来土地利用は、新市が有する海山川などの多様な自然資源との共生を基本に据え、過度の開発を控え既成市街地を中心とした内部充実型の都市形成により、豊かな自然の中に映える快適居住都市を目指します。

#### ● 格子状の都市軸の形成による地域相互の有機的な連携

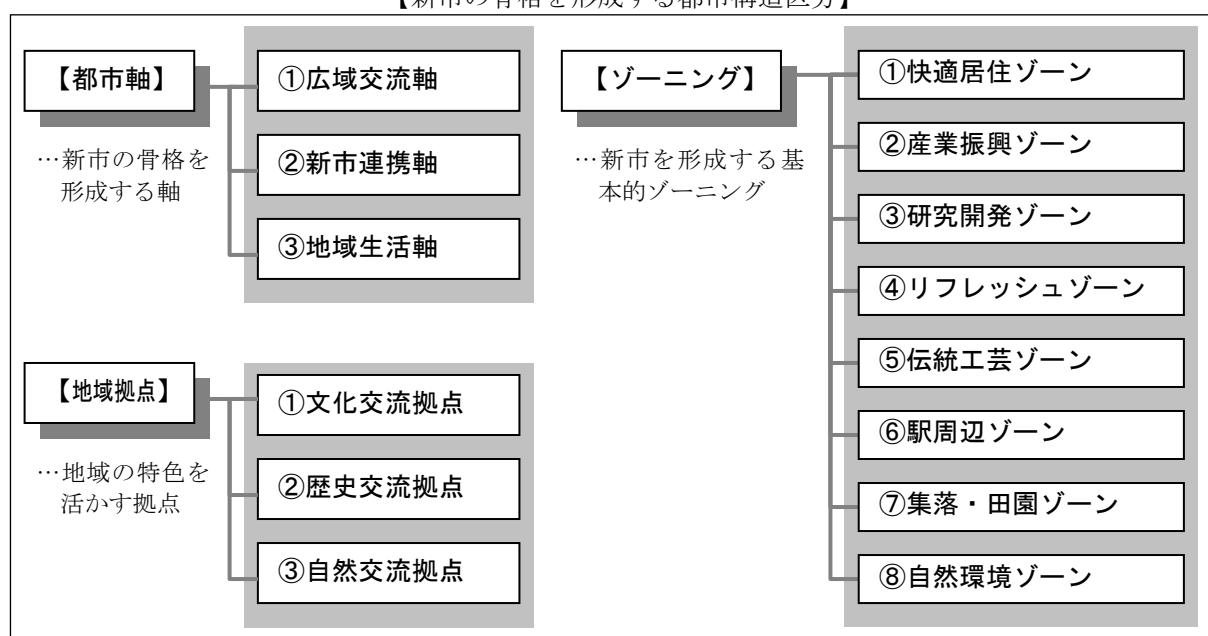
新市の都市軸は、国道8号や加賀産業開発道路などの広域交流軸としての南北軸に加え、多極ネットワーク型都市を補完する新市連携軸としての東西軸の強化により、格子状の都市軸を整備し、各地域を相互に結ぶ有機的な連携軸を形成します。

### 2) 将来都市構造

#### ● 『多極ネットワーク型都市』による、ゾーン毎の特色を活かしたまちづくりの推進

新市の将来都市構造は、『多極ネットワーク型都市』を理念として、骨格となる段階的な都市軸の設定により、各ゾーン間の有機的な連携・機能充実を図り、地域の特色を活かしたまちづくりを目指します。

【新市の骨格を形成する都市構造区分】



### 3) ゾーン方針

#### (1) 快適居住ゾーン

##### **● コンパクトな3つのまとまりを活かした愛着のある快適居住ゾーンの形成**

「快適居住ゾーン」では、豊かな自然の中に映える居住地区として、既成市街地内における居住環境の整備・改善により、末永く住み続けられる環境づくりを推進するとともに、身近な買物環境や文化、憩いの場などを有するコンパクトな市街地形成を図ります。

なお、3つの快適居住ゾーンでは、それぞれ地域の個性を活かし、市民などが集う地域拠点を位置づけ、多極ネットワーク型都市として、地域の魅力が集約された“地域の顔づくり”を推進し、愛着のある快適居住ゾーンを形成します。

#### (2) 産業振興ゾーン

##### **● 居住環境や自然環境と調和した新市の活力および就労環境ゾーンとしての機能向上**

「産業振興ゾーン」では、既存の産業集積を活かし、さらなる企業誘致を推進するなど産業立地環境の一層の向上を図るとともに、新市の活力および身近な就労環境として、周辺の居住環境や自然環境と調和したゾーンを形成します。

#### (3) 研究開発ゾーン

##### **● 豊かな緑の中で多様な産業や情報が交流する高度研究開発拠点の充実**

「研究開発ゾーン」では、北陸先端科学技術大学院大学を核とするいしかわサイエンスパークにおいて、最先端のネットワーク研究が可能な高度情報通信基盤のポテンシャルを活かすとともに、地元産業や新規起業を支援し、産学官の連携が促進される新産業創造の拠点として、豊かな緑の中で多様な産業や情報が交流する研究開発ゾーンを形成します。

#### (4) リフレッシュゾーン

##### **● 新市のアメニティ環境を象徴するゾーンとして自然環境を保全しつつ一層の魅力向上**

「リフレッシュゾーン」では、自然環境を保全しながら、『海』『山』『川』の複合的な一大クリエーション環境を活かし、市民のみならず、多くの県民が集う県下有数の憩いの場として、多様な施設活用の展開や各ゾーン間相互のネットワークにより一層の魅力向上を図り、新市のアメニティ環境を象徴するゾーンを形成します。

#### (5) 伝統工芸ゾーン

##### **● 伝統工芸九谷焼を全国へと情報発信していくゾーンとしての充実**

「伝統工芸ゾーン」では、全国的に有名な九谷焼を活かし、新市を代表する伝統産業の振興、および市民や来訪者が伝統工芸に親しむことができる拠点エリアとしての充実を図り、九谷焼産地として新市の魅力を全国へ情報発信していく拠点的なゾーンを形成します。

#### (6) 駅周辺ゾーン

##### ● JR 寺井駅を中心とした賑わいゾーンの形成

「駅周辺ゾーン」では、新市で唯一のJR北陸線の寺井駅および既存商店街の立地を活かし、駅東西の一体化や駅前ターミナルなど周辺環境の整備などにより、JR寺井駅を中心とした交通結節点としての賑わいゾーンを形成します。

#### (7) 集落・田園ゾーン

##### ● 集落居住環境の向上および一団の美田環境の保全

「集落・田園ゾーン」では、一団の田園環境を、内発型産業の振興の一環として、地の恵みを活かした地産地消の生産活動ゾーンと位置づけ、点在する集落居住環境の向上および手取川扇状地に広がる一団の美田の保全に努めます。

#### (8) 自然環境ゾーン

##### ● 良好な自然環境の保全と自然体験の場としての活用

「自然環境ゾーン」では、海山川の一団の自然環境を保全・涵養するゾーンと位置づけ、今後とも、身近な自然体験の場として維持管理していくとともに保全・活用を図ります。

### 4) 地域拠点の方針

#### (1) 文化交流拠点

##### ● 多くの市民が集い、気軽に芸術や文化・学習に親しむ拠点機能

「文化交流拠点」は、総合文化会館や学習センター（仮）をはじめとする公共公益施設や市街地の集積、およびJR寺井駅周辺の交通結節点としての立地、根上り七夕まつりの開催などの環境を活かし、心豊かな新市のまちづくりに向けた文化交流拠点としての機能拡充を図り、多くの市民が集い、気軽に芸術や文化・学習に親しむことができる拠点機能を担います。

#### (2) 歴史交流拠点

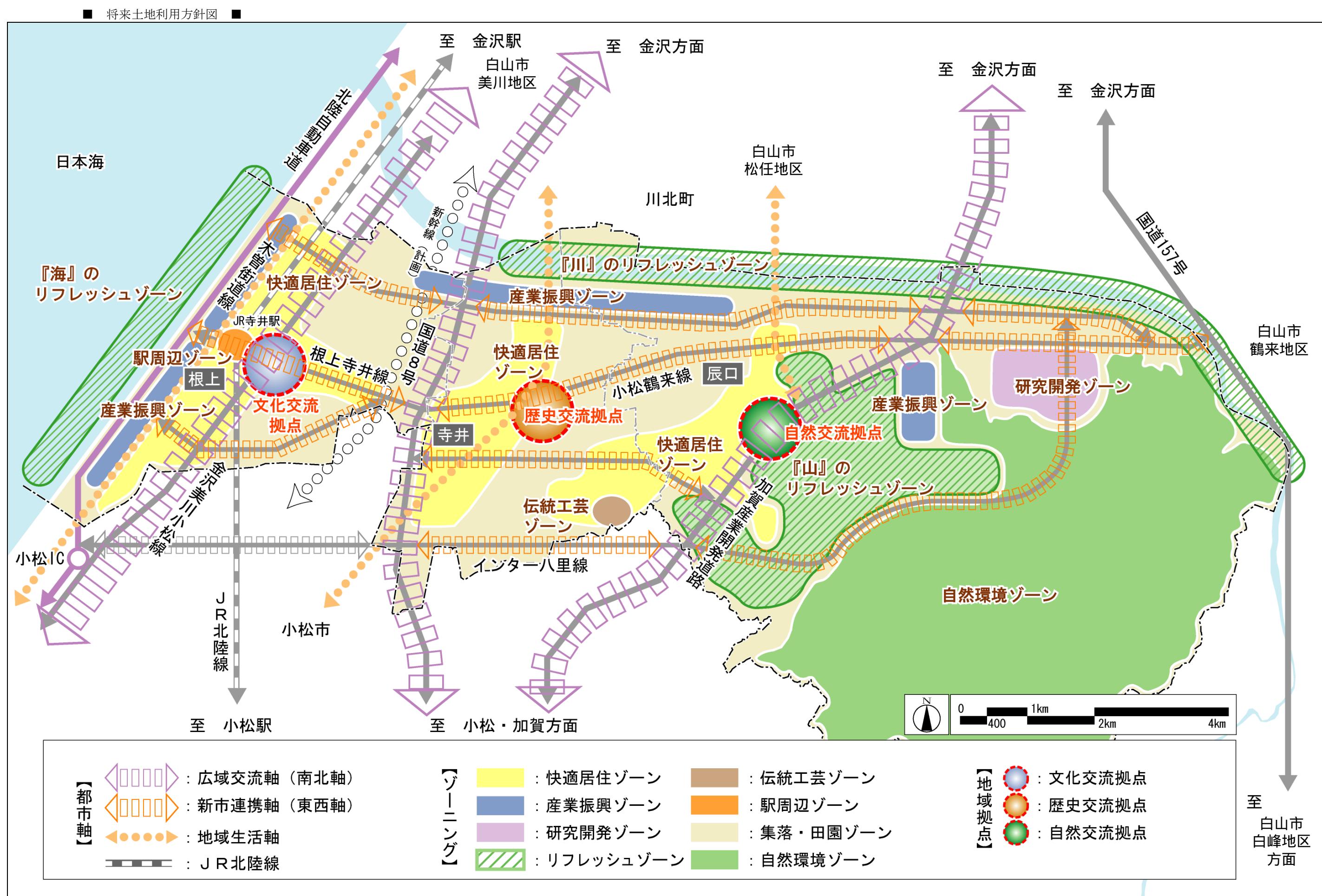
##### ● 市民や来訪者が歴史に触れ、多様な人々が交流する拠点機能

「歴史交流拠点」は、古墳群の立地や九谷茶碗まつりをはじめとする代表的なイベント開催、および新市の中心に位置する立地ポテンシャルを活かし、歴史や伝統文化が集約された歴史交流拠点としての整備を検討し、市民や来訪者が新市の歴史にふれあい、多様な人々が交流する拠点機能を担います。

#### (3) 自然交流拠点

##### ● 豊かな自然にふれあい、癒やされるやすらぎの拠点機能

「自然交流拠点」は、辰口丘陵公園やいしかわ動物園をはじめとするレクリエーション施設、および温泉資源など豊かな自然に恵まれた地域特性を活かし、県内有数の身近なレクリエーション拠点としての機能拡充を図り、新市内外から多くの人々が訪れ、豊かな自然にふれあい、癒やされるやすらぎの拠点機能を担います。





## 第4章. 新市の施策

### 1. 施策の大綱

#### ● 基本方針に基づき、以下の施策展開方向をもとに新市の主要施策を推進

基本方針を踏まえ、各方針に基づき、以下の施策展開方向をもとに新市の主要施策を整理し、まちづくりを推進します。

#### ■ 基本方針と施策の展開方向（骨子） ■

| 【基本方針】  | 【施策の展開方向（骨子）】   |
|---|---|
| ①輝きの“いろ”…【魅力】<br>『新市の魅力を創造し、愛着のもてるまちづくり』          | ⇒「新市の魅力づくり」<br>⇒「新市の特産ブランドの創出」<br>⇒「地域情報の発信・PR」<br>⇒「新市内外交流の推進」   |
| ②懐かしの“いろ”…【歴史・自然】<br>『歴史・文化と自然を再認識し、後世へ継承するまちづくり』 | ⇒「歴史・文化、伝統工芸の継承」<br>⇒「自然環境の保全と活用」<br>⇒「循環型社会の形成」<br>⇒「新市の景観形成」  |
| ③ふれあいの“いろ”…【居住環境】<br>『コミュニティを重視した快適居住のまちづくり』      | ⇒「居住環境の充実」<br>⇒「適正な土地利用の推進」<br>⇒「道路整備の推進」<br>⇒「公共交通の利便性の向上」<br>⇒「情報通信基盤の拡充」<br>⇒「上下水道の整備」<br>⇒「防犯・交通安全・防災体制の充実」 |
| ④やすらぎの“いろ”…【健康・福祉】<br>『誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり』       | ⇒「保健・医療・福祉体制の充実」<br>⇒「高齢者・障害者福祉の充実」<br>⇒「児童福祉の充実」<br>⇒「健康づくりの推進」<br>⇒「社会保障の充実」                                  |
| ⑤活力のある“いろ”…【産業・観光】<br>『地域から全国へ発信する活力のあるまちづくり』     | ⇒「農林業の振興」<br>⇒「商工業の振興」<br>⇒「観光の振興」<br>⇒「起業支援、産業連携の促進」   |
| ⑥元気な“いろ”…【教育・文化・スポーツ】<br>『学び、考え、育む心豊かなまちづくり』      | ⇒「学校教育の充実」<br>⇒「青少年の健全育成」<br>⇒「生涯学習の推進」<br>⇒「芸術・文化の振興」<br>⇒「生涯スポーツの推進」  |
| ⑦澄み切った“いろ”…【行財政】<br>『行財政改革の推進による効率的かつ健全なまちづくり』    | ⇒「行政組織の活性化」<br>⇒「行財政の健全化」<br>⇒「行政サービスの向上」<br>⇒「情報社会・情報公開への対応」   |
| ⑧新市の夢を描く“ひと”…【推進体制】<br>『市民が主役の自立型まちづくり体制の構築』      | ⇒「協働型まちづくりの推進」<br>⇒「地域コミュニティ活動の支援」<br>⇒「男女共同参画社会づくり」<br>⇒「ボランティア活動等の推進」   |

## 2. 主要施策

### 1) 新市の魅力を創造し、愛着のもてるまちづくり…【輝きのいろ】

#### (1) 新市の魅力づくり

市内3拠点を地域拠点（文化交流、歴史交流、自然交流）として位置づけ、各々の地域の魅力をさらに磨き上げ、新市の魅力を発信する拠点づくりを推進します。

また、全国に誇れる魅力づくりのため、市民自らが地域の資源を再発見し魅力を創り上げていくとともに、新市3大まつりや新市としての一体化を醸成する交流イベントの開催などを推進します。

さらに、北陸先端科学技術大学院大学と連携し、世界レベルの先端科学と身近にふれあえる機会を創出し、創造性と探究心あふれる地域づくりを推進します。

#### (2) 新市の特産ブランドの創出

海山川と扇状地の恵み、そして先人が築いてきた伝統文化・工芸を活かし、地産地消の理念に基づいた特產品づくりを推進するため、農業団体等と連携しながら、特産物研究・販売施設の整備検討をはじめ、新市ブランドの生産から加工、販売にいたる研究開発、情報発信を展開します。

#### (3) 地域情報の発信・PR

新市のイメージアップおよび地域情報を県内外へ発信しPRしていくため、新市のゲートサインの整備をはじめ、新市名称のPRや魅力あるホームページの新設などを推進します。

#### (4) 新市内外交流の推進

多様な人々が暮らし、そして訪れたくなる様なふれあい・交流のまちづくりに向けて、加賀地域の中央に位置する地理特性を活かし、交流施設の整備充実をはじめ、市民相互の交流や姉妹都市交流など地域内外および国際交流を推進します。

| 施策項目         | 主要施策  |
|--------------|---|
| 新市の魅力づくり     | ○地域拠点づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化交流拠点…JR駅周辺環境整備、(仮)ねあがり中央公園整備</li> <li>・歴史交流拠点…タウンスクエア整備、能美古墳群整備、古墳博物館建設</li> <li>・自然交流拠点…辰口中心街整備、(仮)ふるさと温泉建設</li> </ul> |
|              | ○新市の一体イベントの開催…合併記念イベントの開催、新市3大まつりの開催  |
|              | ○新市の魅力再発見…ふるさと魅力マップづくり等   |
|              | ○市民によるイルミネーションシティの創造  |
|              | ○先端科学とのふれあい創出…(仮)1日大学院講座の開催等  |
| 新市の特産ブランドの創出 | ○新市のまちづくりビジョンの策定  |
|              | ○特産物研究・販売施設の整備検討  |
|              | ○特産ブランドの創出…ブランド認定・マイスター登録制度検討   |
|              | ○特産品の販売・PR  |

| 施策項目       | 主要施策                              |
|------------|-----------------------------------|
| 地域情報の発信・PR | ○サイン計画の策定と整備…新市のゲートサインの整備等        |
|            | ○新市 HP の開設、ふるさと情報配信サービスの推進        |
|            | ○新市の名称 PR、JR 駅名改称、キャラクターづくり       |
| 新市内外の交流の推進 | ○交流施設の整備…子ども科学館誘致、JICA 国際センター誘致   |
|            | ○地域内連携の推進…シンボル施設利用助成              |
|            | ○都市間交流の推進…都市交流、ふるさと交流の推進          |
|            | ○国際交流の推進…姉妹都市交流、青少年海外派遣、国際化教育の充実等 |

## 2) 歴史・文化と自然を再認識し、後世へ継承するまちづくり…【懐かしのいろ】

### (1) 歴史・文化、伝統工芸の継承

これまで培われてきた歴史や文化、伝統工芸を、大切な宝として今後とも継承していくため、歴史・文化資源の保護や郷土芸能の保存などを推進します。また、秋常山・西山古墳は、能美古墳群として一体的な整備を図り、積極的に保全・活用します。

### (2) 自然環境の保全と活用

豊かな自然環境の中で暮らす潤いある都市空間の創出に向けて、海浜から田園、丘陵にいたる一団の自然環境を大切に保全するとともに、自然体験空間としての整備や環境教育の場として積極的に活用を図ります。

### (3) 循環型社会の形成

豊かな自然環境と共生する循環型社会の形成に向けて、リサイクル拠点の整備検討により、ゴミ減量化やリサイクルを推進していくとともに、市民および企業、行政が一体となって省エネ・新エネルギー事業など環境対策の推進を目指します。また、きれいなまちづくり条例や自然保護条例など、環境まちづくりの推進に関する制度の拡充を図ります。

### (4) 新市の景観形成

海山川の美しい自然景観や潤いある生活環境を維持・創出していくため、景観ガイドプランを策定し、豊かな自然と調和した公共施設や道路緑化をはじめ、花と緑のあふれるまちづくりや顕彰制度の創設などにより、市民が創る美しい景観形成を推進します。

| 施策項目          | 主要施策   |
|---------------|--|
| 歴史・文化、伝統工芸の継承 | ○能美古墳群の整備〔再掲〕、古墳博物館建設〔再掲〕  |
|               | ○歴史・伝統工芸・文化の継承…郷土芸能保存伝承、伝統工芸振興   |
|               | ○歴史・文化資源の保護・活用   |
|               | ○郷土の歴史教育の推進…ふるさと学講座の開催   |
| 自然環境の保全と活用    | ○自然体験・親水空間の整備…辰口里山公園整備、(仮)宮竹用水うるおいネットワーク整備、西川うるおい空間整備、海浜の賑わいと語らいゾーンの整備活用、(仮)手取川親水公園の整備検討 |
|               | ○海岸環境整備…海岸防災林造成、根上北部海岸整備   |
|               | ○河川・用水の整備…河川改修の促進〔県事業含む〕、西川の浸水対策、排水路改良   |
|               | ○環境美化活動の推進…環境美化ボランティアの育成   |
|               | ○森林保全対策、松食い虫防除、不法投棄の防止対策   |
|               | ○自然との共生・環境教育…環境教育の推進、自然監視員の設置、(仮)自然探検隊の組織、河川イベントの開催、生物生息調査等                              |
|               | ○手取川扇状地の保全…良好な美田の保全、地下水の保全   |
|               | ○緑の基本計画の策定   |

| 施策項目     | 主要施策  |
|----------|---|
| 循環型社会の形成 | ○リサイクル拠点の整備検討   |
|          | ○ゴミ減量化・リサイクルの推進                                       |
|          | ○環境まちづくりの推進…きれいなまちづくり条例、自然保護条例、環境 ISO 取得支援、環境基本計画の策定等 |
|          | ○地域省エネ・新エネルギー対策の推進                                    |
| 新市の景観形成  | ○市民が創る景観まちづくりの推進…(仮)街並み顕彰制度の創設、景観ガイドプランの策定            |
|          | ○花と緑あふれる美しいまちづくり…公共施設・道路路肩の花壇化・緑化推進事業等                |

**3) コミュニティを重視した快適居住のまちづくり…【ふれあいのいろ】****(1) 居住環境の充実**

若者の定住促進をはじめ、誰もが快適に永く住み続けることができる居住環境の創出に向けて、公営住宅や公園の整備など身近な生活環境の整備充実を図ります。また、市民が主体となったまちづくりルールの締結支援などにより、愛着のもてる住環境づくりを推進します。

**(2) 適正な土地利用の推進**

新たな住宅需要に対応していくため、既成市街地周辺等において、計画的な市街地整備を推進するとともに、既成市街地の充実や集落部における街なみ環境整備の推進など快適な居住環境を創出します。

また、豊かな自然と共生した秩序ある土地利用の推進に向けて、新市都市計画マスタープランの策定などにより、適切な土地利用の管理・誘導を図ります。

**(3) 道路整備の推進**

新市の速やかな一体化および交流推進に向けて、骨格道路網を広域交流軸、新市連携軸、地域生活軸と位置づけ、地域内外を結ぶ幹線道路ネットワークの整備充実を図ります〔県事業含む〕。

また、子どもからお年寄りまでが安心して市内を回遊できる様に、人にやさしいみちづくりの推進をはじめ、安全な生活道路の整備や歩行者・自転車ネットワークの形成など新市における面的な道路環境整備を推進します。

**(4) 公共交通の利便性の向上**

誰もが快適に公共公益施設や駅などへアクセスできる様に、JR 寺井駅周辺の環境整備を推進するとともに、市内を結ぶ新市連携バスシステムの導入や既存公共交通の適正運行など、公共交通の利便性の向上を図ります。

**(5) 情報通信基盤の拡充**

各種生活情報を気軽に受発信できる様に、ケーブルテレビ等の整備充実により、情報通信基盤の拡充を図ります。また、民間を交えた新市の情報化推進委員会を設置し、各種情報化に向けた具体的な施策展開を検討するとともに、地域情報化計画に基づき、全市的な情報化を推進します。

**(6) 上下水道の整備**

上水道の老朽管の改修整備を推進していくとともに、工業用水道の事業推進により、安定的かつ適正な給水事業を推進します。

また、流域下水道の整備と整合を図りながら、公共下水道の整備を推進するとともに、施設の適正な維持管理と下水道への早期加入促進に努めます。

## (7) 防犯・交通安全・防災体制の充実

市民が相互に助けあい創りあげる安全・安心なまちづくりに向けて、災害危険区域予測図（ハザードマップ）の作成をはじめ、自主防災組織や交通安全組織等の充実、防災行政無線システム、交通安全施設の整備など、防犯・交通安全・防災体制の充実を図ります。

| 施策項目        | 主要施策  |
|-------------|---|
| 居住環境の充実     | ○公営住宅の整備、住宅マスターplanの策定  |
|             | ○市民参加型の身近な公園・ポケットパーク整備、適正な公園維持管理  |
|             | ○墓地公園の整備  |
|             | ○定住促進対策の推進  |
| 適正な土地利用の推進  | ○まちづくりルール（協定・地区計画）の締結支援   |
|             | ○既成市街地の充実、街なみ環境整備等の推進   |
|             | ○土地区画整理事業の推進…根上南部地区、寺井地区、辰口地区<br>○土地利用の適正な誘導…新市都市計画マスターplanの策定、用途地域見直しの検討、地籍調査                                      |
| 道路整備の推進     | ○広域交流軸の整備充実 …新市インターチェンジの設置検討、（仮）加賀海浜道路整備検討  |
|             | ○新市連携軸の整備充実 …新市南部を横断する東西幹線道路の整備検討〔県事業含む〕<br>…（仮）小松インター線／（仮）駅東西道路／（町）下清水三ツ口線等  |
|             | ○地域生活軸の整備充実 …（都）南中央線／（都）北中央線／（都）寺井栗生線／（町）加賀産山田線／（町）大学幹線4号線／（都）上清水下徳山線／（町）岩内金剛寺線等<br>…歴史を探る未知づくりの検討／（仮）小松インター鳥越道路の検討 |
|             | ○安全な生活道路の確保   |
|             | ○歩行者・自転車ネットワークの形成   |
|             | ○人にやさしいみちづくりの推進…バリアフリー歩行空間ネットワーク形成  |
|             | ○道路の里親制度の推進   |
|             | ○克雪・利雪対策の推進…消融雪事業、雪対策マニュアルの策定   |
|             | ○総合交通計画の策定  |
| 公共交通の利便性の向上 | ○JR駅周辺環境整備〔再掲〕  |
|             | ○コミュニティバスの拡充…新市連携バスシステムの導入  |
|             | ○既存公共交通（路線バス）の適正運行  |
| 情報通信基盤の拡充   | ○地域情報基盤の整備…CATV等の整備充実   |
|             | ○地域情報化計画の策定、情報化推進委員会の設置   |
| 上下水道の整備     | ○上水道拡張、老朽管更新、配水連絡管整備  |
|             | ○工業用水道の拡張   |
|             | ○公共下水道、流域下水道、農業集落排水の推進  |
|             | ○上下水道・工業用水道の適正管理、下水道加入促進、下水道資源の有効活用   |

| 施策項目            | 主要施策                                   |
|-----------------|--|
| 防犯・交通安全・防災体制の充実 | ○（仮）新市防災センターの整備検討                      |
|                 | ○消防・防災施設の整備充実…防災行政無線、消防ポンプ車、耐震性防火水槽の整備 |
|                 | ○防犯・交通安全施設の整備…交通安全施設整備、街灯設置            |
|                 | ○消防・防災体制の充実…危機管理体制の充実、自主防災組織の育成        |
|                 | ○地域防災計画の策定、ハザードマップの作成                  |
|                 | ○防犯・交通安全組織の充実、交通安全実施計画の策定              |

#### 4) 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり…【やすらぎのいろ】

##### (1) 保健・医療・福祉体制の充実

保健・医療・福祉各機関の一層の連携強化を図り、高齢者などの健康を支える総合的かつ効果的な体制づくりを推進します。また、市立病院（現根上総合病院）の機能充実をはじめ、基幹的な医療施設や診療所などの相互連携を図るとともに、小児医療や救急体制など広域的な緊急医療ネットワークの形成を促進します。

##### (2) 高齢者・障害者福祉の充実

将来の超高齢社会に対応していくため、福祉事務所の設置や公共公益施設のバリアフリー化など福祉環境の充実をはじめ、適正な人員配置・人材育成等により、高齢者および障害者福祉サービスの推進体制を強化します。また、社会福祉協議会や民生委員、ボランティア等が連携し、一丸となって取り組む地域福祉サービスの展開を目指します。さらに、元気なお年寄りや障害者の積極的な社会参加を促進し、誰もが元気で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

##### (3) 児童福祉の充実

学校週5日制や女性の就業機会の増大、若者世代の転入などに対応していくため、放課後学童クラブや乳児保育など多様な保育サービスおよび子育て支援サービスの充実を図ります。なお、近年の少子化動向に留意しながら、保育園の改修整備等を推進し、次世代を担う子ども達が心身ともに健やかに育っていく環境づくりを推進します。

##### (4) 健康づくりの推進

健康自己管理意識の高揚および疾病予防対策に向けて、健康診断や健康相談の充実をはじめ、健康管理システムの導入について検討します。また、健康づくりに関する各種地域活動の支援や人材育成などにより、自主的な活動展開を目指します。

##### (5) 社会保障の充実

市民の健康と老後の生活の安定を維持していくため、国民健康保険事業や国民年金事業、介護保険事業などの充実を図ります。

| 施策項目          | 主要施策                         |
|---------------|------------------------------|
| 保健・医療・福祉体制の充実 | ○保健・医療・福祉機関相互の連携強化           |
|               | ○市立病院（現根上総合病院）の機能充実          |
|               | ○地域医療環境の充実…地域医療機関相互の連携強化等    |
|               | ○緊急医療広域ネットワーク形成…小児医療・救急体制の促進 |
|               | ○医療費の助成…乳幼児、老人、ひとり親家庭等医療費助成  |

| 施策項目                | 主要施策  |
|---------------------|---|
| <b>高齢者・障害者福祉の充実</b> | ○福祉体制の充実…福祉事務所の設置、高齢者ふれあい拠点の整備充実、訪問看護ステーションの充実                |
|                     | ○障害者授産施設の整備支援   |
|                     | ○高齢者福祉の拡充…介護予防、在宅介護支援等  |
|                     | ○高齢者等の社会参加の推進…シルバー人材の活用、老人クラブ活動の支援                            |
|                     | ○障害者福祉の充実   |
|                     | ○地域福祉の充実…生活支援ハウス運営、社会福祉協議会・ボランティア・民生委員等の地域福祉推進体制の充実、地域福祉計画の策定 |
| <b>児童福祉の充実</b>      | ○公共施設等のバリアフリー化推進  |
|                     | ○保育園の改修、児童館の整備充実  |
|                     | ○児童福祉サービスの充実…放課後学童クラブ、一時・延長保育、乳児保育の充実等                        |
| <b>健康づくりの推進</b>     | ○子育て支援サービスの充実、子育て支援金支給制度の創設、不妊治療費助成                           |
|                     | ○健康診断・健康相談の充実   |
|                     | ○健康管理システムの導入検討、健康危機管理マニュアルの策定                                 |
| <b>社会保障の充実</b>      | ○健康づくり推進体制の充実   |
|                     | ○国民健康保険事業の推進  |
|                     | ○国民年金事業の推進  |
|                     | ○介護保険事業の推進  |

## 5) 地域から全国へ発信する活力のあるまちづくり…【活力のあるいろ】

### (1) 農林業の振興

生産基盤の整備を図るとともに、米政策改革の対応や認定農業者・営農組織・農業後継者の育成など望ましい農業構造の実現に努めます。また、地産地消型の地場農林產品の加工・販売や間伐材・遊休地の有効活用を図るとともに、中山間地における交流事業の推進など、自然や農林業の体験要素を取り入れた活性化を図ります。

### (2) 商工業の振興

商店街活性化支援や各個店の魅力アップによる身近な商業環境の充実、積極的な企業誘致の推進および産業高度化支援などにより、賑わいと活力のある地域づくりを推進します。

また、九谷焼や繊維産業など伝統・地場産業は、職人の技や地域固有の技術を大切にしつつ、後継者の育成や技術の継承・PRを支援し、地域に根付いた産業として活性化を図ります。

### (3) 観光の振興

海から山に至る多様な自然資源と古墳や九谷焼、辰口温泉に代表される歴史や伝統文化を活かし、個々の観光施設の魅力アップおよび観光ネットワークを形成するとともに、関係者が相互に協力しながら、観光情報の発信や各拠点でのイベント開催などを企画・運営し、地域に根付いた観光振興を図ります。

### (4) 起業支援、産業連携の促進

いしかわサイエンスパークや製造業、伝統・地場産業など、多様な産業が集積する特性を活かし、これら産業団体相互の交流・連携支援をはじめ、産学官による地場產品の共同研究など、地域内の企業が相互に連携した産業振興を目指します。

また、新産業創造拠点化推進特区としての位置づけを活かし、県内における新産業の創出拠点として、県の支援のもと、新たな起業支援・各種産業支援策を展開します。さらに、福祉・環境分野におけるコミュニティビジネスの起業支援や新分野への進出支援、雇用対策などを横断的に推進します。

| 施策項目   | 主要施策                                      |
|--------|---|
| 農林業の振興 | ○農林業の生産基盤整備…農道、農業用水路、林道等の整備               |
|        | ○営農支援、生産コストの削減                            |
|        | ○地産地消型の農林業振興…地場農林產品の加工販売、間伐材の有効活用         |
|        | ○中山間地域の振興…グリーン・ツーリズム、ふれあい農園、造林推進、遊休地の有効活用 |
| 商工業の振興 | ○身近な商業環境の活性化…商店街活性化支援、小売商業近代化支援           |
|        | ○企業誘致の推進…企業立地助成                           |
|        | ○地場産業の振興…九谷焼振興助成等                         |
|        | ○産業高度化支援…資金融資制度、ISO 取得支援等                 |
|        | ○いしかわサイエンスパークの充実…新産業創造拠点化推進特区の活用          |

| 施策項目         | 主要施策                                  |
|--------------|---------------------------------------|
| 観光の振興        | ○観光施設の充実…タウンスクエア整備〔再掲〕、海水浴場整備、わだやま荘改築 |
|              | ○観光ネットワークの形成、観光案内サイン整備                |
|              | ○観光パンフレット作成、観光イベントの開催                 |
|              | ○温泉観光の振興                              |
| 起業支援、産業連携の促進 | ○新規起業支援、新分野進出支援、雇用対策の推進               |
|              | ○福祉・環境分野などコミュニティビジネスの起業支援             |
|              | ○産業団体（商工会・異業種間）の交流・連携強化               |
|              | ○産学官の連携…地場産品共同研究、社会人教育講座の開催等          |

## 6) 学び、考え、育む心豊かなまちづくり…【元気ないろ】

### (1) 学校教育の充実

次代を担う児童・生徒の教育環境の充実に向けて、老朽化した施設改修や潤いのある教育環境づくりをはじめ、多様化する教育ニーズに応じて教育内容の充実を図るとともに、多様な知的教育財産を活かした教育ネットワークの構築を目指します。

また、学校施設の開放など地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、学校・地域・家庭が連携した教育展開を図ります。

### (2) 青少年の健全育成

各種青少年活動を支援するとともに、地域・家庭・学校が相互に連携・協力し、地域活動の体験・研修を推進していくことにより、多様な世代が交流しながら、豊かな人間性を育む地域社会を形成します。

### (3) 生涯学習の推進

市民一人ひとりが身近に生きがいを感じられる環境づくりに向けて、各地域に生涯学習の活動拠点を位置づけ、機能充実を図るとともに、各種生涯学習事業の活発な推進および団体・リーダーの育成を支援します。なお、地域レベルでの活動展開に加え、新市全体として団体相互の連携や生涯学習推進大会の開催などを推進します。

### (4) 芸術・文化の振興

既存の歴史・伝統の保存・継承に加え、芸術と文化の香り高いまちづくりに向けて、市民文化活動の奨励や芸術・文化性の高い催事の誘致により、文化意識の高揚を図るとともに、ひいては新たな文化の創造を目指します。

### (5) 生涯スポーツの推進

多様な余暇活動・レクリエーションニーズに対応していくため、既存スポーツ施設の整備充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブや子どもからお年寄りまでが気軽に楽しむことができるニュースポーツの振興などにより、スポーツ活動を通じた地域のコミュニケーションづくりや、健康づくりに資するスポーツ環境の充実を目指します。

| 施策項目      | 主要施策   |
|-----------|--|
| 学校教育の充実   | ○教育環境の整備充実…小中学校改修整備、コンピューター整備、給食センターの改築、教育の森整備、教育センターの設置、奨学金制度の推進等 |
|           | ○教育内容の充実…外国語指導助手の派遣、情報教育・環境教育などの推進等                                |
|           | ○学校・地域・家庭との連携強化…家庭教育の推進、まちの先生活用事業、職場体験活動、心の教育相談員事業等                |
|           | ○高等教育機関の充実…教育機関相互連携の検討等  |
| 青少年の健全育成  | ○学校交流の推進…特色のある学校づくり、地域に開かれた学校づくり、学校教育研究の推進等                        |
|           | ○青少年活動の支援…青少年健全育成センターの設置、青少年野外研修事業、健やか青少年育成プランの策定、青年の家の整備充実        |
|           | ○地域体験交流の推進…家庭教育の推進、冒険遊び場プレーパーク事業、高校生のまちづくり参画                       |
|           | ○地域生涯学習拠点の整備充実   |
| 生涯学習の推進   | ○生涯学習活動の推進…生涯学習推進大会、生涯学習事業の充実、市民大学                                 |
|           | ○生涯学習推進体制の確立…自治（地区）公民館活動の支援、地域学習リーダーの育成                            |
|           | ○地域文化活動の推進…タント音楽学校等の事業推進、（仮）文化創造プロジェクトの検討                          |
| 芸術・文化の振興  | ○芸術・文化の催し物の開催…文化振興事業団自主事業助成、（仮）まちなか市民ギャラリーの設置検討                    |
|           | ○アーティスト村を活かした市民芸術交流の推進   |
|           | ○芸術文化推進体制の充実…各種文化団体・協会の育成・支援                                       |
|           | ○スポーツ施設の整備充実…クラブハウス整備、屋外運動施設ナイター整備                                 |
| 生涯スポーツの推進 | ○生涯スポーツ活動の推進…総合型地域スポーツクラブの振興、老若男女が取り組めるニュースポーツの振興                  |
|           | ○各種スポーツ団体の育成・支援  |
|           |  |

## 7) 行財政改革の推進による効率的かつ健全なまちづくり…【澄み切ったいろ】

### (1) 行政組織の活性化

多様化かつ高度化する市民ニーズに対応していくため、専門的な職員研修の実施や適正な職員配置により、総合的な行政サービスの向上を図ります。また、各行政分野において、政策研究および提言を推進し、各種政策立案能力の向上を図ります。

### (2) 行財政の健全化

行政改革大綱を策定し、効率的な事務事業の推進や適正な公共施設統合整備をはじめ、行政評価システムの導入などにより、行財政基盤の強化を図ります。また、府内における柔軟な連携体制を構築し、適正な行財政の運営を図ります。

### (3) 行政サービスの向上

限られた財源の中で、効率的かつ効果的な行政サービスを展開していくため、職員の資質向上や市民とのコミュニケーションの充実により、きめ細かいサービスの効率的な提供を目指します。また、分庁方式の採用により窓口サービスの充実を図るとともに、情報化による行政サービスの迅速な対応や各種手続きの簡素化等を推進します。

### (4) 情報社会・情報公開への対応

各分庁舎における迅速かつ円滑な各種行政サービスの提供に向けて、電算システムの整備充実を図るとともに、各種情報システムの導入により、誰もがいつでも手軽に利用できる行政サービス環境の構築を目指します。

また、市民との協働型のまちづくりの推進に向けて、広く市民の意向を把握・反映していく機会を拡充していくとともに、行政の説明責任に対応していくため、適切な情報公開の推進に向けた制度を確立し、透明性の高い行政サービスを展開します。

| 施策項目          | 主要施策  |
|---------------|---|
| 行政組織の活性化      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政サービスの専門化…職員研修の充実</li> <li>○政策立案能力の向上…（仮）府内政策研究会の設置検討</li> </ul>   |
| 行財政の健全化       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政改革大綱の策定と推進</li> <li>○行政評価システムの導入、公共施設の有効活用、重複する公共施設の統合、プロジェクト制の導入検討、環境 ISO の取得、民間活力の導入</li> <li>○広域行政の推進</li> <li>○職員定員適正化計画の策定と推進</li> </ul>         |
| 行政サービスの向上     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民コミュニケーションの充実…職員の資質向上、（仮）出前講座の検討</li> <li>○窓口サービス機能の充実…分庁舎の窓口サービスの充実、手続き簡素化</li> </ul>   |
| 情報社会・情報公開への対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○電子自治体の構築…行政電子ネットワークの整備充実</li> <li>○各種情報システムの導入…入札契約管理、電子決裁・決済、新市 GIS システム等</li> <li>○情報公開の推進、広聴活動の充実、個人情報の保護</li> <li>○新市広報の充実、新市 HP の開設〔再掲〕</li> </ul> |

## 8) 市民が主役の自立型まちづくり体制の構築…【新市の夢を描く“ひと”】

### (1) 協働型まちづくりの推進

まちづくりの推進に際しては、市民参画に関する条例や指針などに基づき、各種施策検討・評価段階における参画システムを構築するとともに、リーダーの育成、NPO支援などにより、主体的なまちづくり活動の展開を目指します。なお、まちづくり活動拠点の設置により、各種まちづくりに関する運営支援や情報発信など支援体制の構築を図ります。

### (2) 地域コミュニティ活動の支援

コミュニティを基本単位とした地域社会の形成に向けて、既存公共施設等を活用しながらコミュニティ施設の整備充実、各種地域活動の主体的な展開を支援するとともに、地域毎にまとまりのあるコミュニティを形成し、地域への愛着・誇りを創出します。

### (3) 男女共同参画社会づくり

様々な社会環境において、男女平等意識の普及・定着を図るとともに、共同参画プランの策定により、具体的な取組みを展開します。また、幼少期の教育をはじめ、家庭や職場、地域社会全般において、人権教育および啓発活動を推進し、思いやりの心と命の大切さを実感できる人権尊重社会の構築を目指します。

### (4) ボランティア活動等の推進

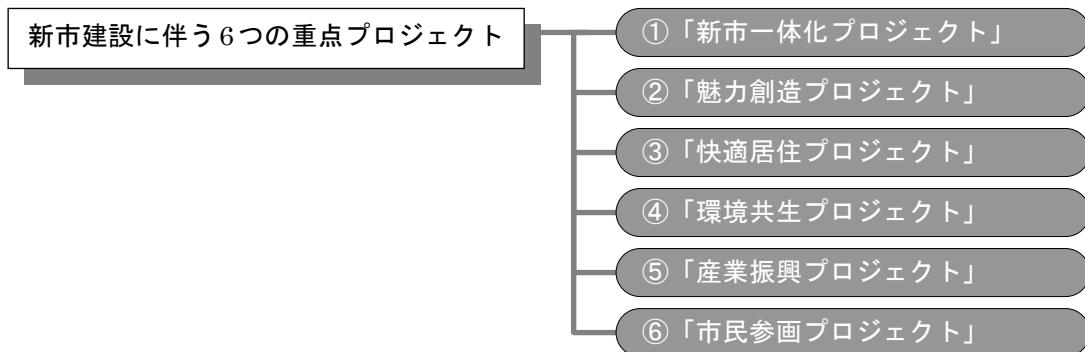
活発なボランティア活動等の積極的な展開に向けて、組織運営やNPO設立に向けた支援など、活動組織体制の強化および地域を担う人材育成を推進します。

| 施策項目          | 主要施策   |
|---------------|--|
| 協働型まちづくりの推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○まちづくり活動拠点の設置…(仮)まちづくり支援センターの設置</li> <li>○市民が主役のまちづくり事業…(仮)まちづくり参画条例の制定、まちづくり市民参画指針の策定、まちづくりリーダーの育成等</li> </ul> |
| 地域コミュニティ活動の支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティ施設の整備充実</li> <li>○コミュニティ活動の充実…ふるさと活性化支援</li> <li>○既存コミュニティ施設の有効活用</li> </ul>                             |
| 男女共同参画社会づくり   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画社会の推進…男女共同参画プランの策定と推進</li> <li>○女性団体活動の支援…各種委員会等の組織への女性参画機会の充実</li> <li>○人権教育の推進、意識高揚</li> </ul>         |
| ボランティア活動等の推進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアサポートセンターの設置</li> <li>○ボランティア活動支援、活動組織・人材の育成</li> <li>○NPOの設立支援、活動支援</li> </ul>                           |

### 3. 新市の重点プロジェクト

#### 1) 重点プロジェクトの設定

主要施策の中でも、新市の基盤確立に向けた事業として、「合併後の地域の速やかな一体化に資する事業」や「新市として総合的に取り組むべき事業」を、重点プロジェクトとして設定し、早期実現に向けて積極的に事業化を推進します。



#### 2) 重点プロジェクト

##### (1) 「新市一体化プロジェクト」

新市の速やかな一体化および各拠点間相互の有機的な連携を目指し、新市連携軸をはじめとした幹線道路ネットワークの整備充実や情報通信基盤、コミュニティバスなど、新市における各種ネットワークの強化を図ります。

- 新市連携軸の整備充実
  - …新市南部を横断する東西幹線道路の整備検討〔県事業含む〕
  - …（仮）小松インター線／（仮）駅東西道路／（町）下清水三ツ口線等
- 地域生活軸の整備充実
  - 地域情報基盤の整備…CATV 等の整備充実
  - コミュニティバスの拡充…新市連携バスシステムの導入
  - 新市のまちづくりビジョンの策定

##### (2) 「魅力創造プロジェクト」

新市のさらなる魅力アップおよび愛着醸成を目指し、新市全体をテーマパークと位置づけ、各地域の個性を活かした地域拠点づくりを推進するとともに、海山川にいたる多様な観光資源のネットワークを形成します。また、市民の主体的な参画のもと、各町の祭りを新市3大まつりとして継承するなど、地域が一丸となって新市の魅力づくりを推進します。

- 地域拠点づくりの推進
  - ・文化交流拠点…JR駅周辺環境整備、（仮）ねあがり中央公園整備
  - ・歴史交流拠点…タウンスクエア整備、能美古墳群整備、古墳博物館建設
  - ・自然交流拠点…辰口中心街整備、（仮）ふるさと温泉建設
- 観光ネットワークの形成
  - 新市3大まつりの開催…根上り七夕まつり、九谷茶碗まつり、辰口まつり

### (3) 「快適居住プロジェクト」

誰もが安全かつ安心して住み続けることができる快適居住都市を目指し、公営住宅や土地区画整理事業などの基盤整備をはじめ、地域コミュニティのまとまりを活かした拠点施設の充実を図るとともに、子育て支援や地域福祉、教育環境の充実などを総合的に推進します。

- 土地利用の適正な誘導…新市都市計画マスターplanの策定、用途地域見直しの検討
- 公営住宅の整備、土地区画整理事業の推進、定住促進対策の推進
- （仮）新市防災センターの整備検討
- 緊急医療広域ネットワーク形成、医療費の助成
- 福祉事務所の設置、地域福祉の充実、子育て支援サービスの充実
- 教育環境の整備充実、地域生涯学習拠点の整備充実

### (4) 「環境共生プロジェクト」

“海山川”の一体的な自然環境との共生および循環型社会の形成を目指し、広域的な自然環境の保全対策や省エネ・新エネルギー対策等を推進するとともに、中山間地域の振興や自然体験空間の整備を図り、自然の恵みを身近に感じられる潤いあるまちづくりを展開します。

- 環境まちづくりの推進…きれいなまちづくり条例、環境基本計画の策定等
- 手取川扇状地の保全…良好な美田の保全、地下水の保全
- 自然体験・親水空間の整備…（仮）宮竹用水うるおいネットワーク整備
- 河川・用水の整備…河川改修の促進〔県事業含む〕、西川の浸水対策
- 中山間地域の振興
- ゴミ減量化・リサイクルの推進、地域省エネ・新エネルギー対策の推進

### (5) 「産業振興プロジェクト」

豊かな地域資源や特産品、人材を活かした地域循環型の産業形成を目指し、地産地消の理念に基づく農林業の展開を図るとともに、いしかわサイエンスパークおよび多様な産業集積を活かし、県の協力のもと積極的な起業支援や異業種間交流、企業誘致の推進により、賑わいと活力のある産業振興を展開します。

- 特産ブランドの創出、地産地消型の農林業振興
- 地場産業の振興
- 企業誘致の推進、新規起業支援、新分野進出支援、雇用対策の推進
- 産学官の連携…地場産品共同研究・開発
- いしかわサイエンスパークの充実…新産業創造拠点化推進特区の活用

### (6) 「市民参画プロジェクト」

市民が主役の自立型のまちづくりを目指し、（仮）まちづくり支援センターの設置や参画システムの構築、NPO支援などの推進により、積極的な市民参画を促し、市民と行政との協働によるまちづくりを展開します。

- まちづくり活動拠点の設置…（仮）まちづくり支援センターの設置
- 市民が主役のまちづくり事業…（仮）まちづくり参画条例の制定、まちづくりリーダーの育成
- 男女共同参画社会の推進…男女共同参画プランの策定と推進
- NPOの設立・活動支援、ボランティア活動支援
- 花と緑あふれる美しいまちづくり

## 第5章. 県事業の推進

### 1. 石川県の役割

新市は、金沢市および小松市の間に位置し、先端産業が集積するほか、豊かな自然とレクリエーション機能を備えた良好な居住環境を有しております、合併を契機に更なる発展が期待されます。

石川県においては、本地域の特色を活かしたまちづくりを総合的に支援していくため、幹線道路ネットワークの整備や河川等の基盤整備の強化、産業基盤の整備といった県事業を、新市と連携しながら、積極的に進めます。

### 2. 新市における県事業

#### 1) 幹線道路ネットワークの整備

新市の交通基盤としては、地域内の施設等を効果的に利活用するための幹線道路ネットワークの形成を図ります。

また、新市と連携して、新市南部を横断する東西幹線道路の整備を検討するとともに、地域間道路として、県道の計画的な整備を促進します。

#### 2) 河川等の基盤整備の強化

水害から地域を守り、住民が安心して生活出来るための治水対策として、主要な河川である西川の改修を促進します。

また、新市一体となった生活環境の改善を図るため、流域下水道の整備を促進します。

#### 3) 産業基盤の整備

平成15年5月に新産業創造拠点化推進特区として認定されたいしかわサイエンスパークをはじめとする研究開発機関や県内有数の伝統・地場産業などの多様な集積を活かし、新産業の創出拠点として、ベンチャー企業の起業支援や商品開発支援など、各種産業支援策の積極的な展開を図るとともに、北陸先端科学技術大学院大学と連携しながら産業基盤の整備を図ります。

また、全国有数の九谷焼産業の振興を図るため、九谷焼技術研修所等の充実を図るとともに、九谷焼技術センターとの連携を図りながら、九谷焼技術者の積極的な活動支援や伝統技術を活かしたセラミックス等の技術開発支援とPRを推進します。

さらに、農業の振興のため、農業用水再編対策事業（宮竹地区）を推進します。

## 第6章. 公共的施設の統合整備

### ● 市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分留意し統合整備を推進します

公共的施設については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分留意し、地域の特性や地域間のバランス、人口動向さらには財政事情等を考慮しながら、逐次、統合整備を図っていくことを基本とします。

新市の事務所は、当面、分庁方式として既存の根上町・寺井町・辰口町の3庁舎を活用することとし、分庁方式に伴う窓口サービスの低下を招かないよう十分留意するとともに、効率的な行財政の運営を図るため、電算システムの速やかな統合など必要な機能の整備を図ります。

なお、新庁舎の建設については、新市において、市民の意向や行政サービスの運営状況等を踏まえ、新庁舎の必要性を慎重に検討するものとします。

その他、教育施設や児童施設、福祉施設、文化施設、スポーツ施設等の公共的施設については、市域における施設立地状況や相互利用、施設運営状況、利用者ニーズなどを総合的に勘案して、適正な配置と整備を逐次検討していくものとします。

## 第7章. 財政計画

### 1. 前提条件の設定

#### ● 平成17年度から平成31年度までの15か年間の財政計画を作成

財政計画は、合併後の平成17年度から平成31年度までの15か年間について、歳入および歳出の費用毎に過去の実績をもとに推計し、普通会計ベースで作成しています。

【歳入見込みの前提条件】

| 項目 | 設定条件  |
|----|---|
| 歳入 | (1) 市税、地方譲与税および県税交付金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税のうち、個人市民税については、課税人口の推移により推計し、その他の税等については、過去の実績や今後の経済見通しにより推計しています。</li> </ul>                                |
|    | (2) 地方交付税 <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通交付税については、算定の特例（合併算定替）により算定し、合併特例債などの償還に伴う各年度の算入分を加算するとともに、普通交付税、特別交付税とともに、合併に伴う財政支援分を上乗せし推計しています。</li> </ul>            |
|    | (3) 国庫支出金および県支出金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・扶助費など経常経費に対するものについて、歳出の推計額と連動するとともに、合併市町村補助金や合併まちづくり計画に基づく収入見込額をもとに推計しています。</li> </ul>                             |
|    | (4) 繰入金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民サービスの適正な実施や合併まちづくり計画の着実な推進を図るため、財政調整基金をはじめ、各種基金を効率的に活用できるよう推計しています。</li> </ul>  |
|    | (5) 地方債 <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併まちづくり計画に掲げる各種事業推進のための財源としての合併特例債およびその他の市債を見込むとともに、臨時財政対策債、減税補てん債について過去の実績をもとに推計しています。</li> </ul>                          |
|    | (6) その他歳入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料など分担金、負担金や使用料等については、過去の実績をもとに、合併協議の調整案に基づき住民負担の格差是正に伴う影響額を反映するとともに、その他の収入についても合併まちづくり計画の実施による収入見込額を推計しています。</li> </ul> |

## 【歳出見込みの前提条件】

| 項目     | 設定条件   |
|--------|--|
| 歳<br>出 | (1) 人件費<br>・一般職員については、合併による合理化計画に基づくとともに、特別職についても、合併による削減効果を見込んで推計しています。                             |
|        | (2) 物件費<br>・過去の実績をもとに、合併による経費削減効果も考慮しながら、行政サービスの維持、向上を見込んで推計しています。                                   |
|        | (3) 維持補修費<br>・過去の実績をもとに推計しています。  |
|        | (4) 扶助費<br>・過去の実績をもとに、今後の人口の推移や少子・高齢化を反映するとともに、住民サービスの格差是正のための経費を見込んで推計しています。                        |
|        | (5) 補助費等<br>・過去の実績をもとに、一部事務組合における財政計画に基づく必要額を見込んで推計しています。  |
|        | (6) 公債費<br>・平成 16 年までに各団体において発行予定の地方債の償還予定額に加え、新市において合併まちづくり計画の実施に基づいて発行する合併特例債などの償還見込額を見込んで推計しています。 |
|        | (7) 積立金<br>・過去の実績をもとにした基金運用収入の積立のほか、地方財政法に基づく積立金などを見込んで推計しています。                                      |
|        | (8) 投資・出資・貸付金<br>・過去の実績をもとに推計しています。  |
|        | (9) 繰出金<br>・各特別会計における過去の実績に基づく收支見通しをもとに推計しています。  |
|        | (10) 投資的経費<br>・合併まちづくり計画に掲げる事業のほか、基礎的な行政サービスとして経常的に行っていく投資的経費を見込んで推計しています。                           |

【参考）財政計画における用語解説■

**【普通会計】**

…個々の地方公共団体毎に各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。一般的に地方公共団体における公営企業会計以外の会計をいう。

**【市税（地方税）】**

…地方公共団体が課税権の主体となる租税。市町村民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税等がこれに属する。

**【地方譲与税】**

…国税として徴収され、そのまま地方に譲与される税。地方道路譲与税、自動車重量譲与税等がこれに属する。

**【県税交付金】**

…県が徴収した税のうちの一定部分を市町村に交付するもの。利子割交付金やゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方消費税交付金等がこれに属する。

**【地方交付税】**

…地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正し、その事務を遂行できるよう国から地方公共団体へ交付される資金。

**【合併算定替】**

…「市町村の合併の特例に関する法律」等の適用を受けて合併する市町村において、普通交付税の算定が合併前に比べて不利にならないように財源不足額の算定に関する特例として設けられた算定方法。

**【合併特例債】**

…合併した市町村が、新しいまちづくりのために行う事業などの経費について、その財源として合併後10年間に発行される地方債。元利償還金の70%を普通交付税で措置。

**【国庫支出金・県支出金】**

…国および県が地方公共団体に対して、特定の事業をすることを目的に使途を指定して交付されるもの。

**【繰入金】**

…特定目的基金や財政調整基金などの取崩しにより一般会計に繰り入れられるもの。

**【財政調整基金】**

…地方公共団体において、予期せぬ収入減や不時の支出増加等に備えて、年度間の財源の不均衡を調整するために積立てられる基金。

**【地方債】**

…地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会计年度を越えて行われるもの。

**【臨時財政対策債】**

…地方財政対策の一環として、地方一般財源の不足に対処するため、特例として発行される地方債。

**【減税補てん債】**

…個人住民税等の税制改正に伴う地方公共団体の減収額を補てんするために発行される特別の地方債。

**【人件費】**

…職員や議員、委員、特別職に対して、報酬として支払われる一切の経費。

**【物件費】**

…各種事業の委託料のほか、臨時職員の賃金や消耗品等の需要費、郵便料等の役務費等の支出経費。

**【維持補修費】**

…市町村が管理する公共施設等の効用を保全するための経費。

**【扶助費】**

…生活保護や児童福祉、老人福祉などの各種扶助にかかる支出経費。

**【補助費】**

…広域事務組合など各種団体に対する補助金など。

**【公債費】**

…地方債の元金および利子返済に充てる経費。

**【積立金】**

…年度間の財源変動に備え、特定の支出目的のため、財政規模および税収等に応じて積立てる基金など。

**【投資・出資・貸付金】**

…財産（基金等）を有利に運用する手段として、公益上の必要性等の見地から投資・出資、および各種行政政策上の目的で、地方公共団体から民間等に対して必要な資金の貸付を行うもの。

**【繰出金】**

…介護保険や国民健康保険、上下水道等の公営企業会計に対して支出および財政支援される経費。

**【投資的経費】**

…市町村において、道路や河川等の基盤整備をはじめ、学校や福祉センター等の公共施設など社会資本の建設に充てる経費。

## 2. 歳入歳出の見通し

## 1) 歳入

〔単位：百万円（対前年度伸び率）〕

| 項目         | 平成17年度 | 平成18年度          | 平成19年度        | 平成20年度        | 平成21年度         |
|------------|--------|-----------------|---------------|---------------|----------------|
| 地方税        | 6,557  | 6,936 (5.8%)    | 7,673 (10.6%) | 7,861 (2.5%)  | 7,324 (-6.8%)  |
| 地方譲与税      | 430    | 632 (47.0%)     | 268 (-57.6%)  | 257 (-4.1%)   | 243 (-5.4%)    |
| 利子割交付金     | 31     | 23 (-25.8%)     | 32 (39.1%)    | 31 (-3.1%)    | 32 (3.2%)      |
| 地方消費税交付金   | 441    | 455 (3.2%)      | 459 (0.9%)    | 442 (-3.7%)   | 468 (5.9%)     |
| ゴルフ場利用税交付金 | 56     | 55 (-1.8%)      | 52 (-5.5%)    | 45 (-13.5%)   | 42 (-6.7%)     |
| 自動車取得税交付金  | 145    | 147 (1.4%)      | 144 (-2.0%)   | 119 (-17.4%)  | 73 (-38.7%)    |
| 地方特例交付金    | 213    | 172 (-19.2%)    | 49 (-71.5%)   | 115 (134.7%)  | 111 (-3.5%)    |
| 地方交付税      | 4,537  | 4,432 (-2.3%)   | 4,530 (2.2%)  | 4,345 (-4.1%) | 4,459 (2.6%)   |
| 交通安全対策交付金  | 8      | 8 (0.0%)        | 8 (0.0%)      | 7 (-12.5%)    | 8 (14.3%)      |
| 国庫支出金      | 1,570  | 1,368 (-12.9%)  | 1,591 (16.3%) | 2,334 (46.7%) | 2,117 (-9.3%)  |
| 県支出金       | 839    | 752 (-10.4%)    | 876 (16.5%)   | 855 (-2.4%)   | 942 (10.2%)    |
| 繰入金        | 560    | 284 (-49.3%)    | 828 (191.5%)  | 697 (-15.8%)  | 1,093 (56.8%)  |
| 繰越金        | 637    | 310 (-51.3%)    | 215 (-30.6%)  | 191 (-11.2%)  | 1,011 (429.3%) |
| 地方債        | 4,244  | 1,987 (-53.2%)  | 1,852 (-6.8%) | 2,194 (18.5%) | 3,193 (45.5%)  |
| その他        | 1,539  | 1,801 (17.0%)   | 1,815 (0.8%)  | 1,800 (-0.8%) | 1,643 (-8.7%)  |
| 合計         | 21,807 | 19,362 (-11.2%) | 20,392 (5.3%) | 21,293 (4.4%) | 22,759 (6.9%)  |

## 2) 歳出

〔単位：百万円（対前年度伸び率）〕

| 項目        | 平成17年度 | 平成18年度          | 平成19年度        | 平成20年度         | 平成21年度         |
|-----------|--------|-----------------|---------------|----------------|----------------|
| 人件費       | 3,145  | 2,968 (-5.6%)   | 3,058 (3.0%)  | 2,923 (-4.4%)  | 2,855 (-2.3%)  |
| 物件費       | 2,809  | 3,075 (9.5%)    | 3,232 (5.1%)  | 2,972 (-8.0%)  | 3,047 (2.5%)   |
| 維持補修費     | 229    | 192 (-16.2%)    | 206 (7.3%)    | 175 (-15.0%)   | 184 (5.1%)     |
| 扶助費       | 1,698  | 1,884 (11.0%)   | 2,061 (9.4%)  | 2,124 (3.1%)   | 2,274 (7.1%)   |
| 補助費等      | 3,017  | 2,824 (-6.4%)   | 2,934 (3.9%)  | 3,307 (12.7%)  | 4,386 (32.6%)  |
| 公債費       | 2,138  | 2,338 (9.4%)    | 3,057 (30.8%) | 3,133 (2.5%)   | 3,021 (-3.6%)  |
| 積立金       | 2,491  | 309 (-87.6%)    | 227 (-26.5%)  | 116 (-48.9%)   | 56 (-51.7%)    |
| 投資・出資・貸付金 | 129    | 228 (76.7%)     | 253 (11.0%)   | 297 (17.4%)    | 228 (-23.2%)   |
| 繰出金       | 1,873  | 1,934 (3.3%)    | 2,085 (7.8%)  | 1,720 (-17.5%) | 1,860 (8.1%)   |
| 投資の経費     | 3,667  | 3,275 (-10.7%)  | 2,959 (-9.6%) | 3,385 (14.4%)  | 4,388 (29.6%)  |
| 合計        | 21,196 | 19,027 (-10.2%) | 20,072 (5.5%) | 20,152 (0.4%)  | 22,299 (10.7%) |

## 1) 歳入

〔単位：百万円（対前年度伸び率）〕

| 項目         | 平成 22 年度      | 平成 23 年度       | 平成 24 年度       | 平成 25 年度       | 平成 26 年度        |
|------------|---------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 地方税        | 7,325 (0.0%)  | 7,454 (1.8%)   | 7,555 (1.4%)   | 8,298 (9.8%)   | 8,059 (-2.9%)   |
| 地方譲与税      | 236 (-2.9%)   | 230 (-2.5%)    | 212 (-7.8%)    | 203 (-4.2%)    | 197 (-3.0%)     |
| 利子割交付金     | 28 (-12.5%)   | 25 (-10.7%)    | 24 (-4.0%)     | 24 (0.0%)      | 23 (-4.2%)      |
| 地方消費税交付金   | 467 (-0.2%)   | 463 (-0.9%)    | 466 (0.6%)     | 481 (3.2%)     | 577 (20.0%)     |
| ゴルフ場利用税交付金 | 35 (-16.7%)   | 37 (5.7%)      | 35 (-5.4%)     | 33 (-5.7%)     | 32 (-3.0%)      |
| 自動車取得税交付金  | 67 (-8.2%)    | 57 (-14.9%)    | 64 (12.3%)     | 60 (-6.3%)     | 60 (0.0%)       |
| 地方特例交付金    | 97 (-12.6%)   | 86 (-11.3%)    | 39 (-54.7%)    | 38 (-2.6%)     | 37 (-2.6%)      |
| 地方交付税      | 4,951 (11.0%) | 5,418 (9.4%)   | 5,569 (2.8%)   | 4,887 (-12.2%) | 4,795 (-1.9%)   |
| 交通安全対策交付金  | 7 (-12.5%)    | 6 (-14.3%)     | 6 (0.0%)       | 6 (0.0%)       | 6 (0.0%)        |
| 国庫支出金      | 2,496 (17.9%) | 3,008 (20.5%)  | 1,993 (-33.7%) | 3,616 (81.4%)  | 2,883 (-20.3%)  |
| 県支出金       | 992 (5.3%)    | 1,222 (23.2%)  | 988 (-19.1%)   | 900 (-8.9%)    | 900 (0.0%)      |
| 繰入金        | 891 (-18.5%)  | 672 (-24.6%)   | 116 (-82.7%)   | 1,095 (844.0%) | 460 (-58.0%)    |
| 繰越金        | 280 (-72.3%)  | 340 (21.4%)    | 334 (-1.8%)    | 234 (-29.9%)   | 0 (皆減)          |
| 地方債        | 3,359 (5.2%)  | 2,049 (-39.0%) | 3,224 (57.3%)  | 5,781 (79.3%)  | 4,072 (-29.6%)  |
| その他        | 1,743 (6.1%)  | 1,812 (4.0%)   | 1,553 (-14.3%) | 1,475 (-5.0%)  | 1,471 (-0.3%)   |
| 合計         | 22,974 (0.9%) | 22,879 (-0.4%) | 22,178 (-3.1%) | 27,131 (22.3%) | 23,572 (-13.1%) |

## 2) 歳出

〔単位：百万円（対前年度伸び率）〕

| 項目        | 平成 22 年度       | 平成 23 年度       | 平成 24 年度       | 平成 25 年度       | 平成 26 年度        |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 人件費       | 3,141 (10.0%)  | 2,748 (-12.5%) | 2,769 (0.8%)   | 2,629 (-5.1%)  | 2,820 (7.3%)    |
| 物件費       | 3,142 (3.1%)   | 3,188 (1.5%)   | 3,031 (-4.9%)  | 3,050 (0.6%)   | 3,040 (-0.3%)   |
| 維持補修費     | 228 (23.9%)    | 217 (-4.8%)    | 209 (-3.7%)    | 210 (0.5%)     | 210 (0.0%)      |
| 扶助費       | 2,842 (25.0%)  | 2,970 (4.5%)   | 2,982 (0.4%)   | 3,028 (1.5%)   | 3,055 (0.9%)    |
| 補助費等      | 3,298 (-24.8%) | 3,933 (19.3%)  | 3,661 (-6.9%)  | 4,404 (20.3%)  | 3,868 (-12.2%)  |
| 公債費       | 3,183 (5.4%)   | 3,395 (6.7%)   | 3,584 (5.6%)   | 3,537 (-1.3%)  | 3,369 (-4.7%)   |
| 積立金       | 634 (1032.1%)  | 624 (-1.6%)    | 345 (-44.7%)   | 369 (7.0%)     | 70 (-81.0%)     |
| 投資・出資・貸付金 | 188 (-17.5%)   | 318 (69.1%)    | 279 (-12.3%)   | 330 (18.3%)    | 330 (0.0%)      |
| 繰出金       | 1,943 (4.5%)   | 864 (-55.5%)   | 988 (14.4%)    | 1,062 (7.5%)   | 1,098 (3.4%)    |
| 投資の経費     | 3,815 (-13.1%) | 4,067 (6.6%)   | 3,737 (-8.1%)  | 8,512 (127.8%) | 5,712 (-32.9%)  |
| 合計        | 22,414 (0.5%)  | 22,324 (-0.4%) | 21,585 (-3.3%) | 27,131 (25.7%) | 23,572 (-13.1%) |

## 1) 歳入

〔単位：百万円（対前年度伸び率）〕

| 項目         | 平成 27 年度       | 平成 28 年度       | 平成 29 年度       | 平成 30 年度       | 平成 31 年度       |
|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 地方税        | 7,838 (-2.7%)  | 7,933 (1.2%)   | 7,888 (-0.6%)  | 7,779 (-1.4%)  | 7,778 (0.0%)   |
| 地方譲与税      | 191 (-3.0%)    | 190 (-0.5%)    | 190 (0.0%)     | 190 (0.0%)     | 190 (0.0%)     |
| 利子割交付金     | 23 (0.0%)      | 23 (0.0%)      | 22 (-4.3%)     | 22 (0.0%)      | 22 (0.0%)      |
| 地方消費税交付金   | 938 (62.6%)    | 1,058 (12.8%)  | 1,058 (0.0%)   | 1,058 (0.0%)   | 1,058 (0.0%)   |
| ゴルフ場利用税交付金 | 30 (-6.3%)     | 28 (-6.7%)     | 27 (-3.6%)     | 25 (-7.4%)     | 24 (-4.0%)     |
| 自動車取得税交付金  | 60 (0.0%)      | 60 (0.0%)      | 60 (0.0%)      | 60 (0.0%)      | 60 (0.0%)      |
| 地方特例交付金    | 37 (0.0%)      | 37 (0.0%)      | 37 (0.0%)      | 37 (0.0%)      | 37 (0.0%)      |
| 地方交付税      | 4,402 (-8.2%)  | 3,854 (-12.4%) | 3,691 (-4.2%)  | 3,471 (-6.0%)  | 3,109 (-10.4%) |
| 交通安全対策交付金  | 6 (0.0%)       | 6 (0.0%)       | 6 (0.0%)       | 6 (0.0%)       | 6 (0.0%)       |
| 国庫支出金      | 2,357 (-18.2%) | 2,523 (7.0%)   | 1,614 (-36.0%) | 1,522 (-5.7%)  | 1,422 (-6.6%)  |
| 県支出金       | 900 (0.0%)     | 900 (0.0%)     | 900 (0.0%)     | 900 (0.0%)     | 900 (0.0%)     |
| 繰入金        | 453 (-1.5%)    | 321 (-29.1%)   | 897 (179.4%)   | 840 (-6.4%)    | 517 (-38.5%)   |
| 繰越金        | 0 (-)          | 0 (-)          | 0 (-)          | 0 (-)          | 0 (-)          |
| 地方債        | 3,051 (-25.1%) | 2,513 (-17.6%) | 1,864 (-25.8%) | 1,603 (-14.0%) | 1,477 (-7.9%)  |
| その他        | 1,470 (0.2%)   | 1,464 (-0.4%)  | 1,459 (-0.3%)  | 1,450 (-0.6%)  | 1,443 (-0.5%)  |
| 合計         | 21,756 (-7.7%) | 20,910 (-3.9%) | 19,713 (-5.7%) | 18,963 (-3.8%) | 18,043 (-4.9%) |

## 2) 歳出

〔単位：百万円（対前年度伸び率）〕

| 項目        | 平成 27 年度       | 平成 28 年度       | 平成 29 年度       | 平成 30 年度       | 平成 31 年度       |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 人件費       | 2,796 (-0.9%)  | 2,663 (-4.8%)  | 2,875 (8.0%)   | 2,726 (-5.2%)  | 2,685 (-1.5%)  |
| 物件費       | 3,000 (-1.3%)  | 2,980 (-0.7%)  | 2,940 (-1.3%)  | 2,900 (-1.4%)  | 2,900 (0.0%)   |
| 維持補修費     | 210 (0.0%)     | 210 (0.0%)     | 210 (0.0%)     | 210 (0.0%)     | 210 (0.0%)     |
| 扶助費       | 3,081 (0.9%)   | 3,085 (0.1%)   | 3,090 (0.2%)   | 3,094 (0.1%)   | 3,098 (0.1%)   |
| 補助費等      | 3,918 (1.3%)   | 3,924 (0.2%)   | 3,961 (0.9%)   | 3,915 (-1.2%)  | 3,780 (-3.4%)  |
| 公債費       | 3,255 (-3.4%)  | 2,913 (-10.5%) | 3,058 (5.0%)   | 2,969 (-2.9%)  | 2,588 (-12.8%) |
| 積立金       | 95 (35.7%)     | 99 (4.2%)      | 49 (-50.5%)    | 72 (46.9%)     | 96 (33.3%)     |
| 投資・出資・貸付金 | 330 (0.0%)     | 330 (0.0%)     | 330 (0.0%)     | 330 (0.0%)     | 330 (0.0%)     |
| 繰出金       | 1,027 (-6.5%)  | 1,078 (5.0%)   | 1,127 (4.5%)   | 1,103 (-2.1%)  | 1,155 (4.7%)   |
| 投資の経費     | 4,044 (-29.2%) | 3,628 (-10.3%) | 2,073 (-42.9%) | 1,644 (-20.7%) | 1,201 (-26.9%) |
| 合計        | 21,756 (-7.7%) | 20,910 (-3.9%) | 19,713 (-5.7%) | 18,963 (-3.8%) | 18,043 (-4.9%) |

## ◆ 用語集

### ア

#### 【ISO】

- ・国際標準化機構。工業・農業産品の規格の標準化を目的とする国際機関。製品の品質に関する「ISO9001」や環境に関する「ISO14001」などの認証規格がある。

#### 【アクセス性】

- ・ある地域や施設へ近接する利便性。

#### 【石川県新長期構想】

- ・石川県の新長期構想であり、平成22年を目標年次とし、県政の指針として策定されたものである。
- ・なお、構想では、県内を6つの地域に区分し、その中で3町は、小松市などをはじめとする7市町で「加賀南部地域」を構成している。

#### 【インターネット】

- ・パソコンなどの情報通信機器を利用し、世界的規模で情報を受発信できるコンピューターネットワークのこと。

#### 【NPO法人】

- ・NPOは「Non Profit Organization」の略。教育、社会福祉、環境保全、国際交流など、多様な分野において、営利を目的とせず、公益的・社会的活動を行う団体で、特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得した団体(特定非営利法人)のこと。

### 力

#### 【ガイドプラン】

- ・指導方針として掲げる大まかな指針のこと。

#### 【環境教育】

- ・自然環境および人為的行為がもたらす影響などを学び、環境を守るために地域住民が身近に行える手段等に関する教育を行うこと。

#### 【行政評価システム】

- ・財政の健全化と効率的な行政運営の推進、合理的な施策の選択と質の向上、行政の透明性の確保などを目指して、各種事業に数値目標を設定し、妥当性や有効性、効率性などの視点からどれだけの効果が上がっているのかを成果として評価していく、今後の施策の方向性を見出すシステムのこと。一般的に「政策－施策－事務事業」の3層構造の中で評価を行う。

#### 【協定（まちづくり協定）】

- ・まちづくりにおいて、法律や条例にもとづきながら、住民の合意によりまちづくりのルール決める民間協定のことをいう（法的拘束力なし）。

#### 【クラスター】

- ・クラスター方式とは、「ぶどうの房」の様に小さな都市機能を分散していくつか配置し、それらを相互にネットワークすることにより、全体として効率的かつ効果的に機能させる方式。
- ・合併などの都市形成においては、行政機能や権限を本庁舎に集中せず、主に旧役所などの分庁舎に分散配置し、情報ネットワーク等により、分庁舎間の連携を密にし、機能の集約化などを図るもの。

#### 【グランドデザイン】

- ・大規模事業などの全体に渡る壮大な計画・構想。

#### 【グリーン・ツーリズム】

- ・緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

#### 【クリエイティブ・ライフ】

- ・クリエイティブは創造的、独創的という意味。クリエイティブ・ライフは創造的かつ独創的な生活。

#### 【グローバル化】

- ・国境を越えて、地球規模に関わっていくこと。

#### 【経常収支比率】

- ・経常費用（毎年度継続的・恒常に支出される人件費、公債費、物件費、維持補修費、扶助費等の合計）を経常的に収入された一般財源の総額で除したもの。この値が高いほど、歳出構造が硬直的なことを示す。

#### 【ゲートウェイ】

- ・出入り口、閑門。

#### 【ゲートサイン】

- ・施設や地域の出入り口に設けるシンボル性の高いサインのこと。

#### 【顕彰制度】

- ・隠れた功績や善行などをたたえて広く世間に知らせ、表彰すること。

#### 【公債費負担比率】

- ・公債費充当一般財源を一般財源総額で除したもので、使途に制限のない地方税、地方交付金など一般財源が公債費に充当されている度合いを示す。

#### 【広域圏】

- ・一つの都市の行政区域を越え、近隣市町村が連携した一体的な圏域。

#### 【公共公益施設】

- ・住民のために必要なサービス施設の総称。
- ・一般的には教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設（公民館など）をいう。

**【交通結節点】**

- ・交通が集中的に結節する箇所を指し、鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やその他の交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場などが挙げられる。

**【交流人口】**

- ・その地域に居住する「定住人口」に対し、観光客のように他地域からやってきて地域の活性化に結びつく人の数。
- ・過疎化が進む農山村では、観光客誘致などによる交流人口の増加が、地域に新たな経済効果をもたらすとして注目されている。

**【高齢社会】**

- ・総人口に占める65歳以上人口の割合が7%を超えた社会を「高齢化社会」、同じく14%を超えた社会を「高齢社会」という。

**【国勢調査】**

- ・全国民を対象に全国一斉に行われる人口調査をいい、1920年より5年毎に行われている。

**【コミュニティ】**

- ・地域において、住民としての自主性と責任を自覚した住民を構成要素とし、地域性と各種共通目標をもった開放的かつ相互に信頼感のある地域社会・地域共同体。

**【コミュニティ施設】**

- ・住宅地の日常生活に必要な施設全般のこと。文化施設（図書館等）、集会施設（公会堂等）、教育施設（小、中学校等）、社会福祉施設（老人ホーム等）、保健施設（保健所等）、保安施設（消防署等）、公園緑地施設、商業施設（市場・店舗等）等が含まれる。

**【コミュニティビジネス】**

- ・コミュニティビジネスは、自らの地域を元気にする住民主体の地域事業のことで、住民自らが地域の問題や課題、生活の質を上げる様な活動を、ビジネスで展開していくもの。
- 事例では、地域に密着した配食サービスやまちづくり会社、高齢者介護などがみられる。

**【コンパクトな市街地形成】**

- ・職場、住宅などの複合機能を一団の市街地としてコンパクトにまとめ、各種公共サービスの効率的な供給を目指した市街地整備。

サ

**【財政力指数】**

- ・基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3カ年の平均値で、地方公共団体の財政力を示す指標として用いられ、大きい方が財政力があるとされる。基準財政収入額は、地方公共団体の標準的な一般財源収入額として算定された額で、基準財政需要額は、地方公共団体が妥当かつ合理的な平均的水準で行政を行った場合に要する財政需要を示す額。

**【産業構造】**

- ・第1～3次産業のように各種産業を就業者、生産量、企業数等の指標を用いて数量的にまとめたもの。

**【GIS】**

- ・地理情報システムの略。都市・環境・資源等に関する多様で膨大なデータを一括管理し、コンピュータ処理により多角的な視点から速やかに統計処理等を行い、情報提供を行うシステムのこと。

**【自主財源】**

- ・地方公共団体が自主的に収入しうる財源。

**【循環型社会】**

- ・大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする社会システム。

**【上位計画】**

- ・その計画より上位に位置づけられる計画をいい、広域圏や市町村などの総合的な指針を定める計画などが相当する。

**【少子化】**

- ・出生率の低下、平均余命の伸びなどにより、子供や若者の人口比率が低くなる現象。

**【職住近接】**

- ・職場と居住といった都市活動が一つの社会的空間内で行われる形態のこと。

**【シルバー人材】**

- ・高齢社会において、地域社会の臨時的・短期的な仕事を提供し、地域の社会活動を担う元気な高齢者等の人材。

**【人口フレーム】**

- ・過去の実績や今後の社会状勢などを考慮し、推計された将来人口。

**【スローライフ】**

- ・大量生産・大量消費の“急ぐ”社会から、“手間と暇”かけたモノや心を大切に“急がない”価値観を重視した社会。

**【生産年齢人口】**

- ・総人口のうち15歳から64歳までの人口。

**【総合型地域スポーツクラブ】**

- ・文部省（現：文部科学省）が平成7年度より推進している地域スポーツクラブの育成モデル事業のことで、地域住民のスポーツ活動のより一層の充実を図ることはもとより、地域社会のコミュニティづくりに結びつくことを目的としている。いつでも、どこでも、だれでも継続的にスポーツに親しめる環境づくりを目指し、地域に根ざした自主運営型・複合型スポーツクラブのこと。

**【総合計画】**

- ・地方自治法に基づき市町村の総合的なまちづくりの方針を示したものといい、各種関連計画の上位計画と位置付けられる。

**【ゾーニング】**

- ・都市計画や建築プランなどで、空間を用途別に分けて配置・区分すること。

**タ****【第1次産業】**

- ・農業、林業、漁業。

**【第2次産業】**

- ・鉱業、建設業、製造業。

**【第3次産業】**

- ・電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務等。

**【多極ネットワーク型】**

- ・「一極集中型」に対する語で、同一圏域において、一つの中心に各種機能を集中させるのではなく、複数の拠点機能を配置し、相互にネットワークさせる形態。

**【地区計画】**

- ・特定の地域を対象として、地区内の公共施設の配置と建築形態などについて、総合的な計画を策定し、その計画に基づき建築などの規制・誘導を行うための制度。

**【地産地消】**

- ・地元でとれた生産物を地元で消費すること。食料に対する安全志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組みとして期待されている。

**【地方交付税】**

- ・地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正し、その事務を遂行できるよう国から地方公共団体へ交付される資金。国税収のうちから一定の比率で交付される。

**【電算システム】**

- ・電算は「電子計算機」の略であり、情報機器を利用した各種処理機能のこと。

**【都市構造】**

- ・都市を形成するうえで、骨格となる交通体系、土地利用、自然環境などの全体的な構成をいう。

**【都市軸】**

- ・都市において社会経済活動を営むうえで、人や物の主要な流れ・移動の動脈となるもの。

**【特区】**

- ・特定の分野・業種などに対し法的規制等を特別に緩和・撤廃したり、優遇制度が適用されたりする地域・区域。
- ・「新産業創造拠点化推進特区」は、いしかわサイエンスパークにおいて、これまで建物を建設する場合は買取が前提であったものを、新産業創造化を推進するために、研究開発型企業が安定的に事業を実施し続けられる低廉な施設を供給するため、土地開発公社の所有地において買取を前提とした事業用借地権の認定を認めるものである。

**【トレンド推計】**

- ・都市計画において、将来推計を行う際に過去のデータの変化に基づいて推計する方式。
- ・直線回帰はトレンド推計を行う関数式の一つで、一定の伸び率で増減を続ける関数:  $Y = aX + b$ 。

**ナ****【内発型産業】**

- ・内にある資源を利用し、それを産業としておこしたもの。地場の人が地場資源を利用して、事業をおこす、いわゆる地場産業をおこすこと。

**【ネットワーク】**

- ・網状に連結した組織、情報網、通信網などのこと。

**【年少人口】**

- ・総人口のうち0~14歳の人口。

**ハ****【バリアフリー】**

- ・都市環境・建築等の物理的な障壁、人間の意識や態度、行動等の背景にある心理的な障壁、社会的な制度における障壁等を取り除くこと。

**【附加価値産業】**

- ・企業等が生産または販売活動を通じて、新しく生み出した価値のこと。

**【プロセス】**

- ・物事の手順や過程。

**【ベットタウン】**

- ・大都市周辺の住宅地。昼間は都市で働き、夜だけ帰ってくる住民が多いところ。

**【ポケットパーク】**

- ・残地などを活用した小公園のこと。

**【ポテンシャル】**

- ・可能性としてもっている能力や潜在的な力。

**マ****【マイスター】**

- ・ドイツ語の「Meister」の意で、専門的な技術を有する職人などをさす。

**【マスターplan】**

- ・各種事業推進に際して、全体の基本となる計画または方針のこと。

ヤ

【ユビキタス社会】

- ・ユビキタスとはラテン語で「いたるところに偏在する」という意味で、ユビキタスネットワークとは「いつでも、どこでも、誰でもアクセスが可能」な情報ネットワーク環境のこと。

【用途（地域）】

- ・都市の将来のあるべき土地利用を実現するため、建築物の用途・容積・形態について制限を定める地域。

ラ

【ライフスタイル】

- ・生活の仕方、暮らし方。没個性の画一化された生活でなく、積極的に学びとろうとする生活様式。

【リノベーション】

- ・革新、刷新、修理、改築。

【レクリエーション機能】

- ・余暇活動を利用して運動や娯楽等により、疲れを精神的・肉体的に癒す働き。

【老年人口】

- ・総人口のうち 65 歳以上の人口。





根上町・寺井町・辰口町合併協議会  
平成 25 年 12 月変更 能美市